

第 5 回 通信政策特別委員会 参考資料

# 第 2 回会合における 事後質問への回答

2023年10月 4 日

総務省

総合通信基盤局

# 目次

- ✓ NTTに対する質問・・・・・・・・・・ 3
- ✓ KDDIに対する質問・・・・・・・・・・ 49
- ✓ ソフトバンクに対する質問・・・・・・・・ 59
- ✓ 楽天モバイルに対する質問・・・・・・・・ 71

第2回会合における事後質問への回答

## NTTへの質問に対する回答

## 1 (1) 電話のユニバーサルサービスについて

**問1** 仮に、固定電話のユニバーサルサービス義務が外れた場合、不採算地域の電話サービスは即座に取りやめる理解で良いか。  
(NTT P11)

(回答)

- ・ 当社としては、メタル設備を用いた固定電話（加入電話・ISDN等）の利用の減少や赤字拡大を踏まえれば、将来にわたってメタル設備を用いた固定電話（加入電話・ISDN等）を継続することは現実的ではないと考えており、今後もNTT東西の固定電話をユニバーサルサービスとして継続させることについては見直しが必要と考えます。
- ・ 今後、音声通話サービスのユニバーサルサービスについては、電気通信事業法の中で、ブロードバンドサービスのユニバーサルサービスと統合して提供していくべきと考えます。その中で、音声通話サービスを継続する必要があると考えます。また、その際、国民負担の観点から、モバイルやさらに将来的にはNTN（HAPS・衛星等）も含めて、利用目的や品質水準等を含めた議論を進め、ユニバーサルサービス対象化の検討を行うことが必要と考えます。これらを組み合わせて、効率的・コストミニマムかつサステナブルな仕組みとすることで、固定電話では不採算となっている地域も含めて、音声通話サービスのユニバーサルサービスを確保していくことが必要と考えます。
- ・ 現状、それぞれ個別に規定（NTT法/電気通信事業法、電話/ブロードバンド）されているユニバーサルサービスは、各地域で最適な事業者が最適な方法でサービス提供できるよう電気通信事業法に統合することが必要と考えます。
- ・ 諸外国（イギリス、フランス、ドイツ）においては、すでに電気通信法（日本の電気通信事業法に相当）において、各事業者が公募によりサービス提供を担うことを前提としたうえで、公募が不調な場合には、国がラストリゾート責務を担う事業者を指定する仕組みが確立されています。
- ・ 我が国におけるユニバーサルサービスについて、上記の制度見直しが実現されたうえで、必要十分かつ過大でない交付金制度、モバイルを含めた柔軟かつコストミニマムな提供手段等、サステナブルな仕組みが電気通信事業法の中で確立された場合に、手を挙げる事業者がない地域についてはNTT東西としてラストリゾート責務を担う覚悟があります。
- ・ メタル設備については、2035年頃を目途に段階的に縮小していかざるを得ないと考えていますが、仮に、NTT東西の固定電話についてユニバーサルサービス義務が外れた場合であっても、当該サービスを即座に終了することはなく、2035年頃のメタル設備の縮退タイミングに合わせてサービス終了していくことになると想定しています。
- ・ また、メタル設備を用いた固定電話（加入電話・ISDN等）のサービス終了に向けては、利用者の混乱を招かないよう、十分な周知期間を確保して移行先サービスをご案内する等、必要な対応を実施していきます。
- ・ なお、光回線を用いたIP電話（ひかり電話等）は引き続き提供していく考えです。

## 1 (1) 電話のユニバーサルサービスについて

**問2** 固定電話のユニバーサルサービスの義務が外れた場合、固定電話以外の役務とも共用する設備（局舎・とう道・管路・電柱など）の維持理由が薄れ、基幹インフラとしての光ファイバ網のエリア維持に支障が生じるのではないか。（NTT P11）

### （回答）

- ・ 当社としては、メタル設備を用いた固定電話（加入電話・ISDN等）の利用の減少や赤字拡大を踏まえれば、将来にわたってメタル設備を用いた固定電話（加入電話・ISDN等）を継続することは現実的ではないと考えており、今後もNTT東西の固定電話をユニバーサルサービスとして継続させることについては見直しが必要と考えます。
- ・ 今後、音声通話サービスのユニバーサルサービスについては、電気通信事業法の中で、ブロードバンドサービスのユニバーサルサービスと統合して提供していくべきと考えます。その中で、音声通話サービスを継続する必要があると考えます。また、その際、国民負担の観点から、モバイルやさらに将来的にはNTN（HAPS・衛星等）も含めて、利用目的や品質水準等を含めた議論を進め、ユニバーサルサービス対象化の検討を行うことが必要と考えます。これらを組み合わせ、効率的・コストミニマムかつサステナブルな仕組みとすることで、固定電話では不採算となっている地域も含めて、音声通話サービスのユニバーサルサービスを確保していくことが必要と考えます。
- ・ 現状、それぞれ個別に規定（NTT法/電気通信事業法、電話/ブロードバンド）されているユニバーサルサービスは、各地域で最適な事業者が最適な方法でサービス提供できるよう電気通信事業法に統合することが必要と考えます。
- ・ 諸外国（イギリス、フランス、ドイツ）においては、すでに電気通信法（日本の電気通信事業法に相当）において、各事業者が公募によりサービス提供を担うことを前提としたうえで、公募が不調な場合には、国がラストリゾート責務を担う事業者を指定する仕組みが確立されています。
- ・ 我が国におけるユニバーサルサービスについて、上記の制度見直しを実現されたうえで、必要十分かつ過大でない交付金制度、モバイルを含めた柔軟かつコストミニマムな提供手段等、サステナブルな仕組みが電気通信事業法の中で確立された場合に、手を挙げる事業者がない地域についてはNTT東西としてラストリゾート責務を担う覚悟があります。
- ・ 光設備については、固定電話のユニバーサルサービスの継続の有無に関わらず、引き続き、NTT東西において維持・拡大していく考えであり、その際に必要となる電柱等の基幹インフラについても引き続き維持していく考えです。

## 1 (1) 電話のユニバーサルサービスについて

**問3** 電話サービス等を引き続き対象とする場合、光を全世帯に敷設することは現実的ではないとのことだが、その具体的な根拠について説明いただきたい。(NTT P15)

### (回答)

- ・ NTT東西が光設備を整備していないエリアにおいて、新たに光設備を整備してサービス提供することは、コスト効率の観点から採算性の確保が困難となるケースも想定され、そうした場合、経営判断上、全世帯に敷設することは現実的とはならないと考えます。
- ・ NTT東西並びに他社の敷設した光設備のないエリアについては、国による必要十分かつ過大でない交付金制度等、実効性の高い制度を導入することで、光設備の整備やサービス提供が進んでいくと考えます。
- ・ なお、NTT西日本においては、例えば、岐阜県・愛知県・三重県・滋賀県・奈良県・徳島県における光回線の設備シェアが5割を下回っているエリアも存在しています。

## 1 (1) 電話のユニバーサルサービスについて

**問4** コストミニマム実現の手段の一つとして、公衆電話をモバイルで代替することを例示されているが、公衆電話は契約不要で利用できることに意義があり、あらかじめ契約が必要なモバイルは公衆電話の代替になり得ないと考えるがどうか。(NTT P16)

### (回答)

- ・ モバイルの利用拡大等に伴い、公衆電話の利用（トラフィック）は、約20年間で▲98%と激減しています。このような利用の減少を踏まえ、第一種公衆電話は2031年度までに3万台まで削減していきますが、特設公衆電話については、災害時における通信手段確保のために、今後も維持・提供していく考えです。
- ・ なお、第一種公衆電話を3万台まで削減した後、2035年頃のメタル設備の縮退タイミングにおいて、公衆電話をどこまで維持すべきかについては、国民負担への影響も踏まえつつ、すでに海外主要国で公衆電話のユニバーサルサービスの廃止や電話機の撤去を進めている事実※や、今後の公衆電話の利用実態やモバイルの更なる普及状況・低廉化の進展等を見定めたくうえで、モバイルによる代替の検討や、公衆電話をコスト（光サービスで提供可能とするためのバッテリー設置や課金機能の開発・実装等の追加コスト）をかけて維持していくべきか等を議論していくことが必要と考えます。

### ※諸外国における公衆電話のユニバーサルサービスの状況

#### <アメリカ>

公衆電話のユニバーサルサービス義務はなし。

#### <EU>

2018年に公衆電話をユニバーサルサービス義務の対象外とする電気通信法（EU法）を制定。これを受け、主要加盟国（フランス・ドイツ・イタリア・スペイン）は電気通信法（各国の国内法）に同様の内容を規定し、公衆電話をユニバーサルサービスの対象外としている。

#### <イギリス>

ユニバーサルサービス義務は電気通信法（国内法）で規定。

2022年に公衆電話の撤去基準が導入され、その一つとしてモバイルのカバレッジが考慮されている。

#### <日本>

ユニバーサルサービス義務はNTT法と電気通信事業法の双方で規定。

公衆電話の設置基準は、市街地の場合、概ね1km<sup>2</sup>に1台設置（モバイルのカバレッジは考慮されない）。

## 1 (1) 電話のユニバーサルサービスについて

**問5** コストミナムな方法とは具体的にどのような内容が説明いただきたい。(NTT P16)

### (回答)

- ・ 第一種公衆電話を3万台まで削減した後、2035年頃のメタル設備の縮退タイミングにおいて、公衆電話をどこまで維持すべきかについては、国民負担への影響も踏まえつつ、コストミナムな方法を検討することが必要と考えます。
- ・ 具体的には、すでに海外主要国で公衆電話のユニバーサルサービスの廃止や電話機の撤去を進めている事実※や、今後の公衆電話の利用実態やモバイルの更なる普及状況・低廉化の進展等を見定めたくうえで、モバイルによる代替の検討や、公衆電話をコスト（光サービスで提供可能とするためのバッテリー設置や課金機能の開発・実装等の追加コスト）をかけて維持していくべきか等を議論していくことが必要と考えます。

### ※諸外国における公衆電話のユニバーサルサービスの状況

#### <アメリカ>

公衆電話のユニバーサルサービス義務はなし。

#### <EU>

2018年に公衆電話をユニバーサルサービス義務の対象外とする電気通信法（EU法）を制定。これを受け、主要加盟国（フランス・ドイツ・イタリア・スペイン）は電気通信法（各国の国内法）に同様の内容を規定し、公衆電話をユニバーサルサービスの対象外としている。

#### <イギリス>

ユニバーサルサービス義務は電気通信法（国内法）で規定。

2022年に公衆電話の撤去基準が導入され、その一つとしてモバイルのカバレッジが考慮されている。

#### <日本>

ユニバーサルサービス義務はNTT法と電気通信事業法の双方で規定。

公衆電話の設置基準は、市街地の場合、概ね1km<sup>2</sup>に1台設置（モバイルのカバレッジは考慮されない）。



## 1 (1) 電話のユニバーサルサービスについて

**問6** コストミニмум実現の手段の一つとして、公衆電話をモバイルで代替することを例示されているが、公衆電話は契約不要で利用できることに意義があり、あらかじめ契約が必要なモバイルは公衆電話の代替になり得ないと考えるがどうか。(NTT P16)

### (回答)

- ・ 当社としては、メタル設備を用いた固定電話（加入電話・ISDN等）の利用の減少や赤字拡大を踏まえれば、将来にわたってメタル設備を用いた固定電話（加入電話・ISDN等）を継続することは現実的ではないと考えており、今後もNTT東西の固定電話をユニバーサルサービスとして継続させることについては見直しが必要と考えます。
- ・ 今後、音声通話サービスのユニバーサルサービスについては、電気通信事業法の中で、ブロードバンドサービスのユニバーサルサービスと統合して提供していくべきと考えます。その中で、音声通話サービスを継続する必要があると考えます。また、その際、国民負担の観点から、モバイルやさらに将来的にはNTN（HAPS・衛星等）も含めて、利用目的や品質水準等を含めた議論を進め、ユニバーサルサービス対象化の検討を行うことが必要と考えます。これらを組み合わせて、効率的・コストミニмумかつサステナブルな仕組みとすることで、固定電話では不採算となっている地域も含めて、音声通話サービスのユニバーサルサービスを確保していくことが必要と考えます。
- ・ 現状、それぞれ個別に規定（NTT法/電気通信事業法、電話/ブロードバンド）されているユニバーサルサービスは、各地域で最適な事業者が最適な方法でサービス提供できるよう電気通信事業法に統合することが必要と考えます。
- ・ 諸外国（イギリス、フランス、ドイツ）においては、すでに電気通信法（日本の電気通信事業法に相当）において、各事業者が公募によりサービス提供を担うことを前提としたうえで、公募が不調な場合には、国がラストリゾート責務を担う事業者を指定する仕組みが確立されています。
- ・ 我が国におけるユニバーサルサービスについて、上記の制度見直しが実現されたうえで、必要十分かつ過大でない交付金制度、モバイルを含めた柔軟かつコストミニмумな提供手段等、サステナブルな仕組みが電気通信事業法の中で確立された場合に、手を挙げる事業者がない地域についてはNTT東西としてラストリゾート責務を担う覚悟があります。
- ・ メタル設備の縮退にあたっては、モバイルや光回線電話やワイヤレス固定電話等の提供エリアを拡大することによって、全国に代替サービスを提供することが考えられ、その実現に向けては、全国で提供可能となるよう制度等の見直しも必要になると考えます。  
(次ページに続く)

## 1 (1) 電話のユニバーサルサービスについて

**問6** コストミニマム実現の手段の一つとして、公衆電話をモバイルで代替することを例示されているが、公衆電話は契約不要で利用できることに意義があり、あらかじめ契約が必要なモバイルは公衆電話の代替になり得ないと考えるがどうか。(NTT P16)

### (回答) (前ページの続き)

- また、公衆電話については、今後もユニバーサルサービスとして位置づけるのかどうかの議論が必要であり、国民負担への影響も踏まえつつ、すでに海外主要国で公衆電話のユニバーサルサービスの廃止や電話機の撤去を進めている事実※や、今後の公衆電話の利用実態やモバイルの更なる普及状況・低廉化の進展等を見定めたくうえで、モバイルによる代替の検討や、公衆電話をコスト（光サービスで提供可能とするためのバッテリー設置や課金機能の開発・実装等の追加コスト）をかけて維持していくべきか等を議論していくことが必要と考えます。

#### ※諸外国における公衆電話のユニバーサルサービスの状況

##### <アメリカ>

公衆電話のユニバーサルサービス義務はなし。

##### <EU>

2018年に公衆電話をユニバーサルサービス義務の対象外とする電気通信法（EU法）を制定。これを受け、主要加盟国（フランス・ドイツ・イタリア・スペイン）は電気通信法（各国の国内法）に同様の内容を規定し、公衆電話をユニバーサルサービスの対象外としている。

##### <イギリス>

ユニバーサルサービス義務は電気通信法（国内法）で規定。

2022年に公衆電話の撤去基準が導入され、その一つとしてモバイルのカバレッジが考慮されている。

##### <日本>

ユニバーサルサービス義務はNTT法と電気通信事業法の双方で規定。

公衆電話の設置基準は、市街地の場合、概ね1km<sup>2</sup>に1台設置（モバイルのカバレッジは考慮されない）。

## 1 (1) 電話のユニバーサルサービスについて

**問7** 島田社長より「2035年にはメタル撤退」とのご説明があったが、そこに至るまでのメタル撤退の具体的計画、また現在メタル提供のみエリアについての撤退判断基準を教えてください。(NTT P11)

(回答)

- ・ メタル設備については2035年頃に縮退することを考えており、具体的なスケジュール等は現在検討中です。
- ・ 当社としては、メタル設備を用いた固定電話（加入電話・ISDN等）の利用の減少や赤字拡大を踏まえれば、将来にわたってメタル設備を用いた固定電話（加入電話・ISDN等）を継続することは現実的ではないと考えており、今後もNTT東西の固定電話をユニバーサルサービスとして継続させることについては見直しが必要と考えます。
- ・ 今後、音声通話サービスのユニバーサルサービスについては、電気通信事業法の中で、ブロードバンドサービスのユニバーサルサービスと統合して提供していくべきと考えます。その中で、音声通話サービスを継続する必要があると考えます。また、その際、国民負担の観点から、モバイルやさらに将来的にはNTN（HAPS・衛星等）も含めて、利用目的や品質水準等を含めた議論を進め、ユニバーサルサービス対象化の検討を行うことが必要と考えます。これらを組み合わせて、効率的・コストミニマムかつサステナブルな仕組みとすることで、固定電話では不採算となっている地域も含めて、音声通話サービスのユニバーサルサービスを確保していくことが必要と考えます。
- ・ 現状、それぞれ個別に規定（NTT法/電気通信事業法、電話/ブロードバンド）されているユニバーサルサービスは、各地域で最適な事業者が最適な方法でサービス提供できるよう電気通信事業法に統合することが必要と考えます。
- ・ 諸外国（イギリス、フランス、ドイツ）においては、すでに電気通信法（日本の電気通信事業法に相当）において、各事業者が公募によりサービス提供を担うことを前提としたうえで、公募が不調な場合には、国がラストリゾート責務を担う事業者を指定する仕組みが確立されています。
- ・ 我が国におけるユニバーサルサービスについて、上記の制度見直しが実現されたうえで、必要十分かつ過大でない交付金制度、モバイルを含めた柔軟かつコストミニマムな提供手段等、サステナブルな仕組みが電気通信事業法の中で確立された場合に、手を挙げる事業者がない地域についてはNTT東西としてラストリゾート責務を担う覚悟があります。
- ・ メタル設備の縮退にあたっては、モバイルや光回線電話やワイヤレス固定電話等の提供エリアを拡大することによって、全国に代替サービスを提供することが考えられ、その実現に向けては、全国で提供可能となるよう制度等の見直しも必要になると考えます。
- ・ NTT東西としては、メタル提供のみエリアについては、上記のような代替手段を検討・実施したうえで、縮退の判断をしていく考えです。
- ・ また、メタル設備を用いた固定電話（加入電話・ISDN等）のサービス終了に向けては、利用者の混乱を招かないよう、十分な周知期間を確保して移行先サービスをご案内する等、必要な対応を実施していきます。

## 1 (1) 電話のユニバーサルサービスについて

**問8** 光IP 電話の収支を加え、固定系電話の総体で見た場合の収支見込みはどのようになるか教えてほしい。(NTT P14)

### (回答)

- ・ NTT東西の光IP電話（ひかり電話）については、FTTHサービス（フレッツ光）に重畳する付加サービスであり、ひかり電話のみの収支を単純に見通すことは困難ですが、ひかり電話は固定電話と同様に利用頻度やトラフィック、契約数が減少に転じており、今後も減少が続いていくものと想定しています。
- ・ NTT東西としては、メタル設備については縮退をせざるを得ないと考えていますが、光設備については引き続き維持・拡大を図っていく考えであり、光設備を用いて提供する光IP電話については、引き続きサービス継続していく考えです。

## 1 (2) ブロードバンドのユニバーサルサービスについて

**問1** 通信のユニバーサルサービスについて、利用者視点や今後のサービス・技術の動向を踏まえて、固定電話や携帯電話、ブロードバンド、衛星など、どのようなサービスをどのように確保する必要があると考えているのか。

### (回答)

- ・ 当社としては、メタル設備を用いた固定電話（加入電話・ISDN等）の利用の減少や赤字拡大を踏まえれば、将来にわたってメタル設備を用いた固定電話（加入電話・ISDN等）を継続することは現実的ではないと考えており、今後もNTT東西の固定電話をユニバーサルサービスとして継続させることについては見直しが必要と考えます。
- ・ 今後、音声通話サービスのユニバーサルサービスについては、電気通信事業法の中で、ブロードバンドサービスのユニバーサルサービスと統合して提供していくべきと考えます。その中で、音声通話サービスを継続する必要があると考えます。また、その際、国民負担の観点から、モバイルやさらに将来的にはNTN（HAPS・衛星等）も含めて、利用目的や品質水準等を含めた議論を進め、ユニバーサルサービス対象化の検討を行うことが必要と考えます。これらを組み合わせて、効率的・コストミニマムかつサステナブルな仕組みとすることで、固定電話では不採算となっている地域も含めて、音声通話サービスのユニバーサルサービスを確保していくことが必要と考えます。
- ・ 現状、それぞれ個別に規定（NTT法/電気通信事業法、電話/ブロードバンド）されているユニバーサルサービスは、各地域で最適な事業者が最適な方法でサービス提供できるよう電気通信事業法に統合することが必要と考えます。
- ・ 諸外国（イギリス、フランス、ドイツ）においては、すでに電気通信法（日本の電気通信事業法に相当）において、各事業者が公募によりサービス提供を担うことを前提としたうえで、公募が不調な場合には、国がラストリゾート責務を担う事業者を指定する仕組みが確立されています。
- ・ 我が国におけるユニバーサルサービスについて、上記の制度見直しを実現されたうえで、必要十分かつ過大でない交付金制度、モバイルを含めた柔軟かつコストミニマムな提供手段等、サステナブルな仕組みが電気通信事業法の中で確立された場合に、手を挙げる事業者がない地域についてはNTT東西としてラストリゾート責務を担う覚悟があります。

## 1 (2) ブロードバンドのユニバーサルサービスについて

**問2** BBユニバの交付金のあり方として、大幅赤字が予想される特別支援区域では、その指定後に新規整備・民設民営へ移行された回線設備について、例外的に収入費用方式（収支相殺方式）によって費用と収益の差額を支援対象とするものとされ、具体的な算定方法が総務省で検討されているところと理解しています。このような事業法によるユニバの担保措置をどのように評価されていますか。

### (回答)

- ・ 特別支援区域において、収入費用方式が導入される方向性となったことについては賛同します。
- ・ 現在、具体的な交付金算定モデル等の議論が開始されたところですが、特別支援区域については、離島等、条件不利地域が多く含まれるため、モデルで見込めないようなコストを要する可能性があることを踏まえ、そうした地域で発生したコストが未回収とならないよう、必要十分かつ過大でない補填額が算定・補填される仕組みにしていきたいと考えます。

**問3** このような措置を前提とすれば、BBユニバへの「あまねく義務」を「特別な資産」をもつNTT東西が負うことは可能ではないかという主張について、御社はどのようなご意見をお持ちでしょうか。

### (回答)

- ・ ブロードバンドサービスのユニバーサルサービスについては、今後の更なる技術の進展等に伴い、ラストリゾート責務の対象事業者や対象サービスを柔軟に変更・追加可能とし、事業者全体で支えていく持続可能な制度とすることが必要であり、現行の電気通信事業法のブロードバンドサービスのユニバーサルサービス制度を拡充していくべきと考えます。
- ・ 現状、それぞれ個別に規定（NTT法/電気通信事業法、電話/ブロードバンド）されているユニバーサルサービスは、各地域で最適な事業者が最適な方法でサービス提供できるよう電気通信事業法に統合することが必要と考えます。
- ・ 諸外国（イギリス、フランス、ドイツ）においては、すでに電気通信法（日本の電気通信事業法に相当）において、各事業者が公募によりサービス提供を担うことを前提としたうえで、公募が不調な場合には、国がラストリゾート責務を担う事業者を指定する仕組みが確立されています。
- ・ 我が国におけるユニバーサルサービスについて、上記の制度見直しを実現されたうえで、必要十分かつ過大でない交付金制度、モバイルを含めた柔軟かつコストミニマムな提供手段等、持続可能な仕組みが電気通信事業法の中で確立された場合に、手を挙げる事業者がない地域についてはNTT東西としてラストリゾート責務を担う覚悟があります。

## 1 (2) ブロードバンドのユニバーサルサービスについて

**問4** ブロードバンドユニバーサルサービスに関する林専門委員の質疑に対して、NTTは「ラストリゾート義務を負っても良い。」と回答されたが、誰も提供する事業者がないときに提供する義務を負うということか？

### (回答)

- ・ ブロードバンドサービスのユニバーサルサービスについては、今後の更なる技術の進展等に伴い、ラストリゾート責務の対象事業者や対象サービスを柔軟に変更・追加可能とし、事業者全体で支えていくサステナブルな制度とすることが必要であり、現行の電気通信事業法のブロードバンドサービスのユニバーサルサービス制度を拡充していくべきと考えます。
- ・ 現状、それぞれ個別に規定（NTT法/電気通信事業法、電話/ブロードバンド）されているユニバーサルサービスは、各地域で最適な事業者が最適な方法でサービス提供できるよう電気通信事業法に統合することが必要と考えます。
- ・ 諸外国（イギリス、フランス、ドイツ）においては、すでに電気通信法（日本の電気通信事業法に相当）において、各事業者が公募によりサービス提供を担うことを前提としたうえで、公募が不調な場合には、国がラストリゾート責務を担う事業者を指定する仕組みが確立されています。
- ・ 我が国におけるユニバーサルサービスについて、上記の制度見直しを実現されたうえで、必要十分かつ過大でない交付金制度、モバイルを含めた柔軟かつコストミニマムな提供手段等、サステナブルな仕組みが電気通信事業法の中で確立された場合に、手を挙げる事業者がない地域についてはNTT東西としてラストリゾート責務を担う覚悟があります。
- ・ また、対象エリア等の考え方は、これからの議論であると考えますが、国民負担に鑑み、コストミニマムな制度としていくうえでは、すでに事業者が存在するエリアではなく、どの事業者もサービス提供していない未提供エリアを対象としていくことが適当と考えます。

## 1 (2) ブロードバンドのユニバーサルサービスについて

**問5** 条件によっては、NTT東西がラストリゾート義務を負うこともあり得るとの発言があったが、電気通信事業法でラストリゾート義務を規定できると考えているのであれば、その理由を教えてください。

### (回答)

- ・ ブロードバンドサービスのユニバーサルサービスについては、今後の更なる技術の進展等に伴い、ラストリゾート義務の対象事業者や対象サービスを柔軟に変更・追加可能とし、事業者全体で支えていくサステナブルな制度とすることが必要であり、現行の電気通信事業法のブロードバンドサービスのユニバーサルサービス制度を拡充していくべきと考えます。
- ・ 現状、それぞれ個別に規定（NTT法/電気通信事業法、電話/ブロードバンド）されているユニバーサルサービスは、各地域で最適な事業者が最適な方法でサービス提供できるよう電気通信事業法に統合することが必要と考えます。
- ・ 諸外国（イギリス、フランス、ドイツ）においては、すでに電気通信法（日本の電気通信事業法に相当）において、各事業者が公募によりサービス提供を担うことを前提としたうえで、公募が不調な場合には、国がラストリゾート義務を担う事業者を指定する仕組みが確立されています。
- ・ 我が国におけるユニバーサルサービスについて、上記の制度見直しが実現されたうえで、必要十分かつ過大でない交付金制度、モバイルを含めた柔軟かつコストミニマムな提供手段等、サステナブルな仕組みが電気通信事業法の中で確立された場合に、手を挙げる事業者がない地域についてはNTT東西としてラストリゾート義務を担う覚悟があります。

**問6** 仮にモバイルサービスをユニバとする場合、基地局と局舎間を結ぶ光ファイバをあまねく全国で整備・維持する必要がある、NTTにはその役割が求められるのではないか。

### (回答)

- ・ NTT東西は基地局と局舎間を結ぶ光ファイバの提供を積極的に行っており、引き続き、これまでと同様にMNO等の要望に応じて整備・維持に取り組んでいきます。



## 1 (2) ブロードバンドのユニバーサルサービスについて

**問7** 岡田構成員のコメントでは「ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）をユニバに含めるのかについて、技術動向を見ながら迅速に検討が必要」との意見があった。現時点では「ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）については、一つの基地局で携帯電話の不特定の利用者がカバーすることになり、多数の端末が接続される場合、通信の品質が安定しない等の課題があることから、その位置付けについて引き続き検討を深めることが適当」と整理されているが、各社の見解を伺いたい。

### (回答)

- ・ 技術の進展やスループットを含めた利用者の利用状況の実態等を踏まえ、目的や求められる品質条件等について改めて議論を行ったうえで、モバイルやワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）を含めたブロードバンドサービスのユニバーサルサービスの在り方について、議論を深めていくことは重要と考えます。

**問8** 「電話サービス等を引き続き対象とする場合、光を全世帯に敷設することは現実的ではなく」とあるが、電話のあまねく責務がなくなれば、光を全世帯に敷設することが可能であるということか。（NTT P15）

### (回答)

- ・ NTT東西が光設備を整備していないエリアにおいて、新たに光設備を整備してサービス提供することは、コスト効率の観点から採算性の確保が困難となるケースも想定され、そうした場合、経営判断上、全世帯に敷設することは現実的とはならないと考えます。
- ・ NTT東西並びに他社の敷設した光設備のないエリアについては、国による必要十分かつ過大でない交付金制度等、実効性の高い制度を導入することで、光設備の整備やサービス提供が進んでいくと考えます。
- ・ なお、NTT西日本においては、例えば、岐阜県・愛知県・三重県・滋賀県・奈良県・徳島県における光回線の設備シェアが5割を下回っているエリアも存在しています。

## 1 (2) ブロードバンドのユニバーサルサービスについて

**問9** 集合住宅をはじめとして、どうしても光が引き込めない世帯は全国でどの程度あるのか。また、それらの世帯に対してIOWN構想はどのように対処することができるのか。

### (回答)

- ・ 「配管等の建物設備要因（配管つぶれ、配管増設不可等）」による集合住宅構内の光化が困難な建物は、NTT東西が光サービスを提供している集合住宅の約1割であり、これらの建物に対しては集合住宅構内のメタル回線を用いたVDSL方式（最大100Mbps）で光サービスを提供中です。
- ・ 一方で、そうした建物においても構内の光化が実現できるよう、NTT東西は、光配線方式を導入するとともに、「外壁配線工法」「曲げに強い光ファイバ」等、様々な技術の導入により、従来は光化が困難であった建物に対しても構内光化の促進を図ってきているところです。
- ・ しかしながら、建物設備の改修は建物オーナーの費用負担による改修等が必要であり、構内光化に向けては、建物オーナーの判断により配管等の改修が行われるべきものと考えます。

#### <参考>

##### ・ VDSL方式

集合住宅の構内共有スペースに光を引き込み、共用スペースから各戸までの配線に既設の電話線（メタル回線）を利用する方式。2002年よりサービス提供開始。

##### ・ 光配線方式

集合住宅の構内共有スペースに光を引き込み、共用スペースから各戸までの配線においても光ファイバを利用する方式。2006年よりサービス提供開始。

##### ・ 外壁配線工法

集合住宅構内における光ファイバ配線が困難な場合に、住宅の外壁に引止め金具等の器具を取り付けて配線する工法。

##### ・ 曲げに強い光ファイバ

これまでは配線不可能であった狭い配管やカーブの角度が強い配管の区間においても配線が可能となる、曲げに強い光ファイバを開発。

## 1 (3) その他の通信インフラに関する事項

**問1** 公社から数多の資産を承継し、これまで公的な役割も大きく担ってきたNTTとして、今回の主張は我が国の通信インフラの維持をコミットするのをやめるようにも見受けられたが、この点についてどう考えるか。

### (回答)

- ・ 当社として通信インフラの維持・拡大をやめるものではありません。
- ・ あくまでメタル設備について縮退を検討していくものであり、光設備は引き続き、NTT東西において、維持・拡大及び高度化等に取り組んでいく考えです。
- ・ 当社としては、メタル設備を用いた固定電話（加入電話・ISDN等）の利用の減少や赤字拡大を踏まえれば、将来にわたってメタル設備を用いた固定電話（加入電話・ISDN等）を継続することは現実的ではないと考えており、今後もNTT東西の固定電話をユニバーサルサービスとして継続させることについては見直しが必要と考えます。
- ・ 今後、音声通話サービスのユニバーサルサービスについては、電気通信事業法の中で、ブロードバンドサービスのユニバーサルサービスと統合して提供していくべきと考えます。その中で、音声通話サービスを継続する必要があると考えます。また、その際、国民負担の観点から、モバイルやさらに将来的にはNTN（HAPS・衛星等）も含めて、利用目的や品質水準等を含めた議論を進め、ユニバーサルサービス対象化の検討を行うことが必要と考えます。これらを組み合わせて、効率的・コストミニマムかつサステナブルな仕組みとすることで、固定電話では不採算となっている地域も含めて、音声通話サービスのユニバーサルサービスを確保していくことが必要と考えます。
- ・ 現状、それぞれ個別に規定（NTT法/電気通信事業法、電話/ブロードバンド）されているユニバーサルサービスは、各地域で最適な事業者が最適な方法でサービス提供できるよう電気通信事業法に統合することが必要と考えます。
- ・ 諸外国（イギリス、フランス、ドイツ）においては、すでに電気通信法（日本の電気通信事業法に相当）において、各事業者が公募によりサービス提供を担うことを前提としたうえで、公募が不調な場合には、国がラストリゾート責務を担う事業者を指定する仕組みが確立されています。
- ・ 我が国におけるユニバーサルサービスについて、上記の制度見直しが実現されたうえで、必要十分かつ過大でない交付金制度、モバイルを含めた柔軟かつコストミニマムな提供手段等、サステナブルな仕組みが電気通信事業法の中で確立された場合に、手を挙げる事業者がない地域についてはNTT東西としてラストリゾート責務を担う覚悟があります。

## 1 (3) その他の通信インフラに関する事項

**問2** 「更なるコスト削減に向け、東西の判断で設備のシェアリング（他社設備の活用）やオフバランス化による効率的な構築・運用が可能となるよう、設備の自己設置義務及び重要設備の譲渡の認可について見直していただきたい」とあるが、設備のシェアリングやオフバランス化の具体的なイメージを教えてください。そして、なぜ重要設備の譲渡の認可が関係するのか。どんな重要設備を譲渡することを想定しているのか。

### (回答)

- ・ NTT東西として、光設備やサーバ設備等、他事業者が提供している設備を卸受けしてサービス提供する等により、効率的かつ安価にサービス提供をすること等（シェアリング）や、自社で構築したサーバ等を他社に譲渡したうえで、その機能の一部をNTT東西が利用する（オフバランス化）こと等を想定しています。
- ・ なお、「重要設備の譲渡の認可」については、上記オフバランス化にあたって、現用の設備が広く認可対象に含まれ得ることから、見直しが必要と考えます。

**問3** MNO間でローミングや設備シェアリング等を行うことでサービスを確保する等、事業者全体で効率的にカバレッジを拡大・確保していく仕組みとのことですが、当社（楽天モバイル）は2018年当時はローミングの検討に際し提供時期、提供金額等実現には難しい条件の提示を受けたが、今後のご説明の仕組みをもって、具体的にどのような内容（改善されるのか）をご説明いただきたい。（NTT P15）

### (回答)

- ・ 非常時における事業者間ローミングやシェアリング事業者及びMNOの間で連携した基地局のインフラシェアリングの推進等、効率的にモバイルの提供可能エリアを確保する選択肢が増えていると考えます。
- ・ ただし、MNOについては、有限希少な電波割当を受けていることも踏まえ、自らサービス提供を行うことが基本と考えます。

## 2 (1) NTT持株・NTT東西の業務範囲規制

**問1** 各種業務範囲規制の見直しを求めているが、NTT 法第 2 条第 3 項に規定される、NTT 東西に対する地域電気通信業務への従事を求める業務範囲規制については触れられていない事から、維持するという事で間違いはないか。(NTT P23)

### (回答)

- ・ NTT東西はすでに県内・県間を含めたサービス提供を行っており、PSTNマイグレ以降は固定電話においても県内・県間の区別がなくなることを踏まえれば、旧来の県内・県間等の区別による業務範囲規制は意味をなさなくなっており、見直すべきと考えます。
- ・ 加えて、地域産業の活性化や地方創生の推進に向けては、通信・非通信に関わらず、地域の課題に対しトータルでソリューション提供を行うことが求められることから、電気通信業務以外の業務も可能となるよう業務範囲規制を見直していただきたいと考えます。
- ・ NTT東西としては、上記の見直しがなされた後も、引き続き、地域電気通信業務を実施していく考えです。

## 2 (1) NTT持株・NTT東西の業務範囲規制

**問2** NTT法の制約を受けず事業が可能な NTT ドコモ・NTT コム・NTT データ等の数多のグループ会社を有している中、NTT法による責務を負う持株会社がわざわざ「自ら事業を行うスキーム」を追求する理由はどのようなもので、どのような事業を想定しているのか。(NTT P22)

(回答)

- ・ これまでNTTは、新たな事業等を立ち上げる際、自らもしくはパートナーと連携して子会社や合併会社を設立する等の方法によって展開してきました。
- ・ 一方で、研究開発成果の活用にあたっては、研究所が持株会社に属しているにもかかわらず、NTT法により、持株会社は事業を行うことができないため、研究成果を事業化する際に、立ち上げ時のリスクを自らとって推進できず、いわゆる「死の谷」を越えられないケースもあります。
- ・ 例えば、このようなケースにおいては、新たな技術を積極的に活用し、自ら事業を立ち上げ成長させる、あるいは軌道に乗ったタイミングで子会社化や合併会社化を図る等の戦略も選択できるよう、業務範囲規制を見直していただきたいと考えます。
- ・ 今後もNTTとして、新たな価値創造や地球のサステナビリティの実現に向けて、通信事業のみならず様々な領域で、新たな事業の拡大に取り組んでいく考えです。

<参考> NTTが子会社・合併会社を設立した例

- ・ NTTイノベティブデバイス（2023年6月設立） …… 光電融合デバイスの製品開発、製造、販売
- ・ NTTグリーン&フード※（2023年3月設立）
- ・ …… 魚介類や藻類の品種改良、生産、販売等（※リージョナルフィッシュ社と合併で設立）
- ・ Space Compass※（2022年7月設立）
- ・ …… 宇宙データセンターや宇宙RAN、HAPS、人口衛星等の研究、開発、製造、販売、保守等（※スカパーJSAT社と合併で設立）
- ・ NTTソノリティ（2021年9月設立）
- ・ …… PSZ技術※を用いた音声・音響等に関するソフトウェア及びハードウェアの企画・開発・販売等（※特殊なスピーカーにより、耳がオープンな状態で、特定エリアに限定して音を再生する技術）

## 2 (1) NTT持株・NTT東西の業務範囲規制

**問3** NTT持株が自ら事業を行うスキームは、傘下のNTTグループ全体の強大な資本・リソース等を用いることが可能であり、NTTグループ各社単体では実現し得ない競争力の強化がなされるとともに、公社由来の資本力・市場支配力の濫用などによる公正競争上の懸念が想定され認められるべきではないと考えるがどうか。(NTT P22)

### (回答)

- ・ これまでNTTは、新たな事業等を立ち上げる際、自らもしくはパートナーと連携して子会社や合併会社を設立する等の方法によって展開してきました。
- ・ 一方で、研究開発成果の活用にあたっては、研究所が持株会社に属しているにもかかわらず、NTT法により、持株会社は事業を行うことができないため、研究成果を事業化する際に、立ち上げ時のリスクを自らにとって推進できず、いわゆる「死の谷」を越えられないケースもあります。
- ・ 例えば、このようなケースにおいては、新たな技術を積極的に活用し、自ら事業を立ち上げ成長させる、あるいは軌道に乗ったタイミングで子会社化や合併会社化を図る等の戦略も選択できるよう、業務範囲規制を見直していただきたいと考えますが、これにより公正競争上の懸念が増大するとは考えていません。
- ・ なお、NTT東西やNTTドコモに課せられている公正競争ルールについては、引き続き遵守していく考えです。

## 2 (1) NTT持株・NTT東西の業務範囲規制

**問4** 「NTT持株が自ら事業を行うスキームも選択可能となるよう、業務範囲規制を見直していただきたい。」と要望されているが、これを認めた場合、NTT持株が傘下のグループ会社を一体化することと同様に事業が可能となると考えるが、NTT持株を軸としたグループ一体化を志向しているのか？また、NTT持株が自ら事業を行う場合の事業範囲をどのように想定されているのか？

(回答)

- ・ これまでNTTは、新たな事業等を立ち上げる際、自らもしくはパートナーと連携して子会社や合併会社を設立する等の方法によって展開してきました。
- ・ 一方で、研究開発成果の活用にあたっては、研究所が持株会社に属しているにもかかわらず、NTT法により、持株会社は事業を行うことができないため、研究成果を事業化する際に、立ち上げ時のリスクを自らとって推進できず、いわゆる「死の谷」を越えられないケースもあります。
- ・ 例えば、このようなケースにおいては、新たな技術を積極的に活用し、自ら事業を立ち上げ成長させる、あるいは軌道に乗ったタイミングで子会社化や合併会社化を図る等の戦略も選択できるよう、業務範囲規制を見直していただきたいと考えます。
- ・ また、グループの全ての事業を一体化して実施することは、むしろ経営の非効率につながるものと考えています。
- ・ なお、NTT東西やNTTドコモに課せられている公正競争ルールについては、引き続き遵守していく考えです。

<参考> NTTが子会社・合併会社を設立した例

- ・NTTインバーティブデバイス（2023年6月設立） …… 光電融合デバイスの製品開発、製造、販売
- ・NTTグリーン&フード※（2023年3月設立）  
…… 魚介類や藻類の品種改良、生産、販売等（※リージョナルフィッシュ社と合併で設立）
- ・Space Compass※（2022年7月設立）  
…… 宇宙データセンターや宇宙RAN、HAPS、人口衛星等の研究、開発、製造、販売、保守等（※スカパーJSAT社と合併で設立）
- ・NTTソノリティ（2021年9月設立）  
…… PSZ技術※を用いた音声・音響等に関するソフトウェア及びハードウェアの企画・開発・販売等（※特殊なスピーカーにより、耳がオープンな状態で、特定エリアに限定して音を再生する技術）



## 2 (1) NTT持株・NTT東西の業務範囲規制

**問5** もともと東西分離は、コスト構造や収益構造の比較によりボトルネックの非効率性の排除を行う目的等（ヤードスティック競争）もあり、東西が統合した場合にはこれらの比較が不可となることから、東西統合は適切ではないのではないかと。（NTT P23）

### (回答)

- ・ NTT東西分社時（1999年）から、市場の環境は大きく変化しており、かつてのNTT東西の収益の柱であったメタル設備を用いた固定電話（加入電話・ISDN等）は赤字が拡大し、さらに光サービスの純増についても今後の大幅な拡大は見込めなくなっています。
- ・ こうした中で、引き続き、光設備を維持・拡大し、他事業者へのネットワーク提供を低廉な料金水準で継続していくためには、更なる事業成長とともに抜本的なコスト改革が必要となってきます。
- ・ これらを踏まえ、将来的に経営の必要に応じてNTT東西の統合も経営戦略の選択肢の1つとして検討可能となるよう見直していただきたいと考えます。

**問6** NTT東とNTT西については「経営の必要に応じて東西統合も経営戦略の選択肢の1つとして検討可能となるよう見直し」を要望されているが、業務範囲規制を見直した場合、NTT東西とNTTドコモ、NTT東西とNTTデータ、NTT東西とNTTコミュニケーションズ、さらにNTTドコモとNTTデータ、NTTドコモとNTTコミュニケーションズ、NTTデータとNTTコミュニケーションズは、合併や株式取得の予定・計画はないと理解して良いか？

### (回答)

- ・ NTT東西とNTTドコモ、NTT東西とNTTデータ、NTT東西とNTTコミュニケーションズを統合する考えはありません。

## 2 (1) NTT持株・NTT東西の業務範囲規制

**問7** NTTグループは、旧電電公社時代から光ファイバーなど通信インフラを特別な資産として独占しており、こうした資産を保有したままの完全民営化は、公正な競争を阻害すると強い懸念を持っております。公平性を担保するためのNTTグループ全体の組織構造を将来に渡ってどの様に考えているか、さらにグループ内取引（特にNTT東西殿とドコモ殿）の公平性をどのように担保するかについて、具体的に説明いただきたい。

### (回答)

- ・ NTT東西とNTTドコモを統合する考えはありません。
- ・ 引き続きNTT東西は、電気通信事業法等の法令・ルールを遵守※し、他事業者に対して公平にネットワークの提供等を行っていく考えです。
- ・ NTT東西は、様々な事業者にネットワーク提供を行っており、接続ではNTT東西それぞれ100社以上、卸ではNTT東西それぞれ600社以上の事業者と取引をさせていただいていることから、引き続き様々な事業者との取引を継続・拡大していくことがNTT東西にとって重要であると考えています。

※例えば、第一種指定電気通信設備規制（事業法第33条等）により、光ファイバー等を提供する際の提供条件を接続約款に定めて公表するとともに、接続料金は適正原価に基づきコストベースで設定しています。また、禁止行為規制（事業法第30条等）により、NTT東西は、他の電気通信事業者を不当に優遇することは禁止されており、例えば光サービス卸の料金・提供条件は全ての事業者で同一とする等、グループ内外の取引の公平性を担保しているところです。

## 2 (2) NTT東西のアクセス部門の分離

**問1** KDDIや楽天モバイルは線路敷設基盤保有部門の資本分離を求めているが、NTTから見た資本分離のデメリットは何か。資本分離ではなくグループ内の別会社化であればどうか。

### (回答)

- ・ 情報通信基盤の構築・維持拡大にあたっては、マーケットのニーズを踏まえつつ、技術革新を取り込みながらコスト効率の高いネットワークを構築し、その品質水準を維持・向上していくことが必要です。
- ・ NTT東西は、これまで光をはじめとした様々なサービス開発・提供とネットワークの構築・高度化に両輪で取り組むことにより、結果、我が国における世界最高水準のFTTH環境の構築に貢献してきました。今後とも、NTT東西は、IOWN・APN等の構築・実装等を通じて、世界に先駆けた高度なネットワーク基盤を構築し、電気通信事業法のルールに基づき、様々な事業者に公平に提供していく考えです。
- ・ NTT東西の線路敷設基盤保有部門の資本分離や別会社化は、ネットワーク高度化の妨げ等を招くことから行うべきではなく、上記を踏まえれば、引き続き、現在の体制下でネットワーク構築・提供に取り組んでいくことが最も適切と考えます。
- ・ むしろ、資本分離やグループ内の別会社化を行うことは、以下のリスク等を招くことから、実施すべきでないと考えます。
  - ①お客様ニーズを踏まえた設備やサービスの改善や、IOWN等の新たな技術の積極的な導入によるネットワークの高度化が進まない
  - ②投資インセンティブが働かなくなり、設備構築・拡大が停滞するとともに、コスト効率化や品質維持・向上も見込めない
  - ③お客様への最終的なサービス提供上の責任者が不明確となり、自然災害等に対する迅速な復旧対応等に影響を及ぼす等、安定的なサービスの維持が困難になる
- ・ また、海外で資本分離等を行った事例が一部存在しますが、そもそも過去に資本分離等を行った背景は、「ブロードバンド普及が停滞し、進まない状況」に対応するためであり、我が国においては、すでに99.7%まで光ファイバが整備されていることを踏まえれば、状況は異なるものと考えます。

## 2 (2) NTT東西のアクセス部門の分離

**問2** NTT持株や NTT 東西に係る規制のうち、時代の変化に合っていない部分を中心に大幅に規律を見直すのであれば、アクセス会社を完全に資本分離・設立することが条件とするソフトバンクや楽天モバイルの主張に関してどう考えるか。

(回答)

- ・ 情報通信基盤の構築・維持拡大にあたっては、マーケットのニーズを踏まえつつ、技術革新を取り込みながらコスト効率の高いネットワークを構築し、その品質水準を維持・向上していくことが必要です。
- ・ NTT東西は、これまで光をはじめとした様々なサービス開発・提供とネットワークの構築・高度化に両輪で取り組むことにより、結果、我が国における世界最高水準のFTTH環境の構築に貢献してきました。今後とも、NTT東西は、IOWN・APN等の構築・実装等を通じて、世界に先駆けた高度なネットワーク基盤を構築し、電気通信事業法のルールに基づき、様々な事業者に公平に提供していく考えです。
- ・ NTT東西の線路敷設基盤保有部門の資本分離や別会社化は、ネットワーク高度化の妨げ等を招くことから行うべきではなく、上記を踏まえれば、引き続き、現在の体制下でネットワーク構築・提供に取り組んでいくことが最も適切と考えます。
- ・ むしろ、資本分離やグループ内の別会社化を行うことは、以下のリスク等を招くことから、実施すべきでないと考えます。
  - ①お客様ニーズを踏まえた設備やサービスの改善や、IOWN等の新たな技術の積極的な導入によるネットワークの高度化が進まない
  - ②投資インセンティブが働かなくなり、設備構築・拡大が停滞するとともに、コスト効率化や品質維持・向上も見込めない
  - ③お客様への最終的なサービス提供上の責任者が不明確となり、自然災害等に対する迅速な復旧対応等に影響を及ぼす等、安定的なサービスの維持が困難になる
- ・ また、海外で資本分離等を行った事例が一部存在しますが、そもそも過去に資本分離等を行った背景は、「ブロードバンド普及が停滞し、進まない状況」に対応するためであり、我が国においては、すでに99.7%まで光ファイバが整備されていることを踏まえれば、状況は異なるものと考えます。

## 2 (2) NTT東西のアクセス部門の分離

**問3** 競合他社から「アクセス会社の分離・設立」の提案が出たが、この提案について御社としてどのように考えるか。「アクセス会社の分離・設立」はかえって業務の非効率性を招来させると思われるがどうか。言い換えれば、「アクセス会社の分離・設立」をしなくてもそれによってもたらされる公正競争上の便益は、現行の電気通信事業法で十分に確保されていると考えられるがどうか。

### (回答)

- ・ ご指摘のとおり、すでにNTT東西は、現行の電気通信事業法の規定に基づき、営業と設備の機能分離を行っており、接続に関するルールや事業者の公平性の担保等、公正競争条件※を遵守してきているところです。また、これらのルールの遵守状況については、電気通信市場検証会議で毎年度検証されており、NTT法の見直し有無に関わらず、電気通信事業法による公正競争条件は確保されていると認識しています。
- ・ したがって、NTT東西の資本分離や別会社化は不要と考えます。
- ・ 情報通信基盤の構築・維持拡大にあたっては、マーケットのニーズを踏まえつつ、技術革新を取り込みながらコスト効率の高いネットワークを構築し、その品質水準を維持・向上していくことが必要です。
- ・ NTT東西は、これまで光をはじめとした様々なサービス開発・提供とネットワークの構築・高度化に両輪で取り組むことにより、結果、我が国における世界最高水準のFTTH環境の構築に貢献してきました。今後とも、NTT東西は、IOWN・APN等の構築・実装等を通じて、世界に先駆けた高度なネットワーク基盤を構築し、電気通信事業法のルールに基づき、様々な事業者に公平に提供していく考えです。
- ・ NTT東西の線路敷設基盤保有部門の資本分離や別会社化は、ネットワーク高度化の妨げ等を招くことから行うべきではなく、上記を踏まえれば、引き続き、現在の体制下でネットワーク構築・提供に取り組んでいくことが最も適切と考えます。
- ・ むしろ、資本分離やグループ内の別会社化を行うことは、以下のリスク等を招くことから、実施すべきでないと考えます。
  - ①お客様ニーズを踏まえた設備やサービスの改善や、IOWN等の新たな技術の積極的な導入によるネットワークの高度化が進まない
  - ②投資インセンティブが働かなくなり、設備構築・拡大が停滞するとともに、コスト効率化や品質維持・向上も見込めない
  - ③お客様への最終的なサービス提供上の責任者が不明確となり、自然災害等に対する迅速な復旧対応等に影響を及ぼす等、安定的なサービスの維持が困難になる（次ページに続く）

## 2 (2) NTT東西のアクセス部門の分離

**問3** NTT持株や NTT 東西に係る規制のうち、時代の変化に合っていない部分を中心に大幅に規律を見直すのであれば、アクセス会社を完全に資本分離・設立することが条件とするソフトバンクや楽天モバイルの主張に関してどう考えるか。

(回答) (前ページの続き)

- ・ また、海外で資本分離等を行った事例が一部存在しますが、そもそも過去に資本分離等を行った背景は、「ブロードバンド普及が停滞し、進まない状況」に対応するためであり、我が国においては、すでに99.7%まで光ファイバが整備されていることを踏まえれば、状況は異なるものと考えます。

※例えば、第一種指定電気通信設備規制（事業法第33条等）により、光ファイバー等を提供する際の提供条件を接続約款に定めて公表するとともに、接続料金は適正原価に基づきコストベースで設定しています。加えて、禁止行為規制（事業法第30条等）により、NTT東西は、他の電気通信事業者を不当に優遇することは禁止されており、例えば光サービス卸の料金・提供条件は全ての事業者で同一とする等のグループ内外の取引の公平性を担保しています。また、NTT東西はすでに営業と設備の機能分離を行い、公正競争ルールを遵守する体制を確保しています。

## 2 (3) その他の公正競争の確保に関する事項

**問1** 「NTT東西は引き続き、電気通信事業法等の法令・ルールを遵守し、他事業者に公平にネットワーク提供等を行っていく」との記載があるが、第一種指定電気通信設備としての指定は端末回線設備シェアに基づくため、以下のような場合にはNTT東西に対する第一種指定電気通信設備を設置する事業者としての規律が外れ、ボトルネック設備の公平な提供が行われなくなる可能性がある。

- NTT資料 p.23 、 NTT法の「設備の自己設置義務」「重要設備の譲渡の認可」の見直し・廃止が実現
- 端末回線設備（ボトルネック設備）をNTT コム等のグループ内企業に一部譲渡することで、NTT東西それぞれの端末回線設備シェアを第一種指定電気通信設備としての指定基準未満にする

すなわち、電気通信事業法の規律を機能させるためにもNTT法は不可欠と考えるが、この点についてどう考えるか。（NTT P10）

### (回答)

- ・ NTT東西として、自ら設置した光設備等の基幹設備をNTTコミュニケーションズ等のグループ内企業に譲渡する考えはなく、ご懸念されている事象は起こらないものと考えます。

## 2 (3) その他の公正競争の確保に関する事項

**問2** 公正競争の確保とは、競争事業者が同一・対称な競争環境のもとで、顧客獲得に向けて事業を行う条件を確保するという意味であり、競争プロセスにおける競争条件の同一化・対称化を通じて、ユーザーの利便性の向上を目指すものと思われる。他方で、過去において特定社に対する政策的支援など、通常の競争プロセスにおいて同一・対称な競争条件を確保できない状況が自由化当初にあり、非対称規制を課すことで公正競争の確保に努めてきたものと思われる。自由化から相当の年数が経過し、グローバルも含めて通信を取り巻く競争環境が激変するなか、電気通信施設に着目した競争環境の整備は、ユーザーの利便性の向上を目指す公正競争の確保から乖離をしてきているとの指摘もある。国際競争力の強化がユーザーの利便性の中長期的な向上にも資することを念頭に置いたときに、時代にあった公正競争の確保のために、新たに取り入れるべき視点、不要となる考え方を改めてご指摘を頂けないか、伺いたい。

## (回答)

- ・ 国際展開を図っていくためには、成長領域への積極的な投資を行うことが必要であり、そのためにも市場や技術の変化に応じてサービスや事業のポートフォリオを柔軟に変更・修正し、財務基盤を強化していくことが必要と考えます。
- ・ 当社としては、メタル設備を用いた固定電話（加入電話・ISDN等）の利用の減少や赤字拡大を踏まえれば、将来にわたってメタル設備を用いた固定電話（加入電話・ISDN等）を継続することは現実的ではないと考えており、今後もNTT東西の固定電話をユニバーサルサービスとして継続させるべきかについて議論が必要と考えます。
- ・ 今後、音声通話サービスのユニバーサルサービスについては、電気通信事業法の中で、ブロードバンドサービスのユニバーサルサービスと統合して提供していくことべきと考えます。
- ・ その中で、音声通話サービスを継続する必要があると考えます。また、その際、国民負担の観点から、モバイルやさらに将来的にはNTN（HAPS・衛星等）も含めて、利用目的や品質水準等を含めた議論を進め、ユニバーサルサービス対象化の検討を行うことが必要と考えます。これらを組み合わせ、効率的・コストミナムかつサステナブルな仕組みとすることで、固定電話では不採算となっている地域も含めて、音声通話サービスのユニバーサルサービスを確保していくことが必要と考えます。



## 2 (3) その他の公正競争の確保に関する事項

**問3** NTT東西殿は、他事業者に公平にネットワーク提供等を行っていく考えとのことだが、その具体的な方法をご説明いただきたい。特に地域網のさらなるオープン化について、具体的な取り組み・進め方をお示しいただきたい。(NTT P10)

### (回答)

- ・ ネットワークのオープン化については、これまでどおり、第一種指定電気通信設備制度（事業法第33条等）に則り、
  - ✓ 必要な機能については、他事業者にもアンバンドル提供しており、その接続料金・接続条件を接続約款に規定・公表
  - ✓ 接続料金は、適正原価に基づきコストベースで設定（認可料金）
  - ✓ 新たな機能を提供する際は、事前に網機能提供計画の届出及び公表等を実施し、全ての事業者に公平に提供しています。
- ・ なお、固定電話のIP網移行後においては、既存のマイライン事業者の顧客接点を確保するため、メタルIP電話の通話サービスを当該事業者へ卸提供することにも取り組んでいます。
- ・ また、禁止行為規制（事業法第30条等）により、NTT東西は、他の電気通信事業者を不当に優遇することは禁止されており、例えば光サービス卸の料金・提供条件は全ての事業者で同一とする等、グループ内外の取引の公平性を担保しているところです。
- ・ NTT東西としては、引き続き、法令を遵守し、オープン化や公平性の確保に取り組んでいく考えです。

## 2 (3) その他の公正競争の確保に関する事項

**問4** 独占性の強いボトルネック設備に関する接続料金について、客観的に効率的な設備コストを算定するLRICモデルの趣旨を踏まえれば、適用すべき機能・サービス等は時代の変化に応じて変遷することはあり得るが、実コストの効率化促進にも資する手段としてLRICの考え方自体は十分に意義があるものとする。これまでLRICモデルが果たしてきた役割や実効果についてどう考えているか。(NTT P23)

(回答)

- ・ LRICは、固定電話の持つ独占性に起因して導入されたものと理解していますが、固定電話については、モバイルや通話アプリ等との競争を受け、著しく需要が減少しており、当社としては、固定電話が「競争フェーズ」から「縮退フェーズ」へと移行していることから、政策目的の転換が必要な状況にあると考えています。
- ・ そうした中、LRICが想定するような効率化を現実的に実現することは不可能であり、現に実績費用との乖離も著しくなっていることから、音声接続料の算定に対して適用することは、適切ではないと考えます。

**問5** ドコモ殿におけるMVNOへのネットワーク提供（接続・卸）について、当社（楽天モバイル）は2018年当時、MNOサービスを開始するのであれば、MVNOサービスの新規受付停止を要望されたが、事業者に対する公平性はどのように担保するのか、具体的にご説明いただきたい。(NTT P10)

(回答)

- ・ NTTドコモにおいては引き続き、公正競争に配慮し、MVNOへの公平なネットワーク提供を行ってまいります。
- ・ MNOについては、有限希少な電波割当を受けていることも踏まえ、自らサービス提供を行うことが基本と考えます。
- ・ ただし、災害時対応等を踏まえた事業者間競争に影響を及ぼさない範囲でのMNOとMVNOの兼営は、すでに副回線サービス等、MNO間でネットワークを相互に卸提供する仕組みが備わってきており、そうした仕組みを活用することで、ユーザの通信確保等を実現していくことは重要と考えます。

## 2 (3) その他の公正競争の確保に関する事項

**問6** 「NTT 東西の光の卸料金に関し、過去から値上げをしたことは一度もなく、6回も値下げをしていることから、今のところは値上げは考えていない」といった趣旨のご発言がございましたが、卸料金については値上げをしないと公式に明言いただきたい。

### (回答)

- ・ 昨今の円安・物価高・燃料費高等により、将来の見通しは不透明であり、値上げについて言及することは困難ですが、こうした中、NTT東西はユーザの更なる利便性向上に向けて、今年9月にも卸料金の値下げを行っているところです。
- ・ NTT東西は、引き続き、様々な形でコラボ事業者の支援をさせていただくとともに、一層の連携によって光の更なる普及・拡大に努めていく考えです。

## 3 (1) 国際展開

**問1** 国際競争力強化に向けて、「固定電話及びユニバーサルサービスの在り方の見直し」とあるが、NTT東西は国際業務を担っていないため、国際競争力強化の話とユニバの話は無関係ではないか。国際競争力強化のために、地方を切り捨てるようなことがあってはならないのではないか。(NTT P10)

(回答)

- ・ 国際展開を図っていくためには、成長領域への積極的な投資を行うことが必要であり、そのためにも市場や技術の変化に応じてサービスや事業のポートフォリオを柔軟に変更・修正し、財務基盤を強化していくことが必要と考えます。
- ・ 当社としては、メタル設備を用いた固定電話（加入電話・ISDN等）の利用の減少や赤字拡大を踏まえれば、将来にわたってメタル設備を用いた固定電話（加入電話・ISDN等）を継続することは現実的ではないと考えており、今後もNTT東西の固定電話をユニバーサルサービスとして継続させることについては見直しが必要と考えます。
- ・ 今後、音声通話サービスのユニバーサルサービスについては、電気通信事業法の中で、ブロードバンドサービスのユニバーサルサービスと統合して提供していくべきと考えます。その中で、音声通話サービスを継続する必要があると考えます。また、その際、国民負担の観点から、モバイルやさらに将来的にはNTN（HAPS・衛星等）も含めて、利用目的や品質水準等を含めた議論を進め、ユニバーサルサービス対象化の検討を行うことが必要と考えます。これらを組み合わせて、効率的・コストミニマムかつサステナブルな仕組みとすることで、固定電話では不採算となっている地域も含めて、音声通話サービスのユニバーサルサービスを確保していくことが必要と考えます。
- ・ 現状、それぞれ個別に規定（NTT法/電気通信事業法、電話/ブロードバンド）されているユニバーサルサービスは、各地域で最適な事業者が最適な方法でサービス提供できるよう電気通信事業法に統合することが必要と考えます。
- ・ 諸外国（イギリス、フランス、ドイツ）においては、すでに電気通信法（日本の電気通信事業法に相当）において、各事業者が公募によりサービス提供を担うことを前提としたうえで、公募が不調な場合には、国がラストリゾート責務を担う事業者を指定する仕組みが確立されています。
- ・ 我が国におけるユニバーサルサービスについて、上記の制度見直しが実現されたうえで、必要十分かつ過大でない交付金制度、モバイルを含めた柔軟かつコストミニマムな提供手段等、サステナブルな仕組みが電気通信事業法の中で確立された場合に、手を挙げる事業者がない地域についてはNTT東西としてラストリゾート責務を担う覚悟があります。
- ・ なお、NTT東西としては、引き続き、光サービス等の提供を行うとともに、地域産業の活性化・地方創生の推進に向けて地域の課題に対しトータルでソリューション提供を行っていく考えです。

## 3 (1) 国際展開

**問2** 「固定電話およびユニバーサルサービス」の義務が国際競争力強化の支障の一要因になっているような記述があるが、ユニバーサルサービスを日本全体に整備し、基盤インフラを整えることは我が国の国際競争力の底上げにつながらないということか。(NTT P10)

(回答)

- ・ 国際展開を図っていくためには、成長領域への積極的な投資を行うことが必要であり、そのためにも市場や技術の変化に応じてサービスや事業のポートフォリオを柔軟に変更・修正し、財務基盤を強化していくことが必要と考えます。
- ・ 当社としては、メタル設備を用いた固定電話（加入電話・ISDN等）の利用の減少や赤字拡大を踏まえれば、将来にわたってメタル設備を用いた固定電話（加入電話・ISDN等）を継続することは現実的ではないと考えており、今後もNTT東西の固定電話をユニバーサルサービスとして継続させることについては見直しが必要と考えます。
- ・ 今後、音声通話サービスのユニバーサルサービスについては、電気通信事業法の中で、ブロードバンドサービスのユニバーサルサービスと統合して提供していくべきと考えます。その中で、音声通話サービスを継続する必要があると考えます。また、その際、国民負担の観点から、モバイルやさらに将来的にはNTN（HAPS・衛星等）も含めて、利用目的や品質水準等を含めた議論を進め、ユニバーサルサービス対象化の検討を行うことが必要と考えます。これらを組み合わせて、効率的・コストミニマムかつサステナブルな仕組みとすることで、固定電話では不採算となっている地域も含めて、音声通話サービスのユニバーサルサービスを確保していくことが必要と考えます。
- ・ 現状、それぞれ個別に規定（NTT法/電気通信事業法、電話/ブロードバンド）されているユニバーサルサービスは、各地域で最適な事業者が最適な方法でサービス提供できるよう電気通信事業法に統合することが必要と考えます。
- ・ 諸外国（イギリス、フランス、ドイツ）においては、すでに電気通信法（日本の電気通信事業法に相当）において、各事業者が公募によりサービス提供を担うことを前提としたうえで、公募が不調な場合には、国がラストリゾート責務を担う事業者を指定する仕組みが確立されています。
- ・ 我が国におけるユニバーサルサービスについて、上記の制度見直しが実現されたうえで、必要十分かつ過大でない交付金制度、モバイルを含めた柔軟かつコストミニマムな提供手段等、サステナブルな仕組みが電気通信事業法の中で確立された場合に、手を挙げる事業者がない地域についてはNTT東西としてラストリゾート責務を担う覚悟があります。
- ・ なお、NTT東西としては、引き続き光基盤の拡大に努めていくとともに、IOWN構想の実現により、世界に先駆けて高度なネットワークを構築し、我が国の産業基盤の充実・拡大に貢献していく考えです。

## 3 (1) 国際展開

**問3** 日本の国際競争力が低下していることとNTT法の規制の関連性についてどのように考えているのか？ NTT法を撤廃した場合に国際競争力にどのように寄与するのか？

(回答)

- ・ 国際競争力強化に向けては、I O W N 等を中心とした研究開発成果を、我が国のみならず、いかに国際展開していくかが課題であると考えています。
- ・ I O W N 等については、今後、ベンダ・メーカー等のパートナー企業から、差異化による競争優位性を確保するため、独占的な開示を求められることが想定され、そうした要望に対し、NTTの判断で柔軟に提供条件を決定できるよう、研究開発の推進・普及責務等の見直しが必要と考えます。
- ・ 加えて、国際展開を図っていくためには、成長領域への積極的な投資を行うことが必要であり、そのためにも市場や技術の変化に応じてサービスや事業のポートフォリオを柔軟に変更・修正し、財務基盤を強化していくことが必要と考えます。
- ・ 当社としては、メタル設備を用いた固定電話（加入電話・ISDN等）の利用の減少や赤字拡大を踏まえれば、将来にわたってメタル設備を用いた固定電話（加入電話・ISDN等）を継続することは現実的ではないと考えており、今後もNTT東西の固定電話をユニバーサルサービスとして継続させるべきかについて議論が必要と考えます。
- ・ 今後、音声通話サービスのユニバーサルサービスについては、電気通信事業法の中で、ブロードバンドサービスのユニバーサルサービスと統合して提供していくべきと考えます。その中で、音声通話サービスを継続する必要があると考えます。また、その際、国民負担の観点から、モバイルやさらに将来的にはNTN（HAPS・衛星等）も含めて、利用目的や品質水準等を含めた議論を進め、ユニバーサルサービス対象化の検討を行うことが必要と考えます。これらを組み合わせて、効率的・コストミニマムかつサステナブルな仕組みとすることで、固定電話では不採算となっている地域も含めて、音声通話サービスのユニバーサルサービスを確保していくことが必要と考えます。
- ・ なお、当社の効率的かつ機動的な事業運営を実現するため、例えば、事業計画等の各種認可制度の廃止や、また、新たな技術を積極的に活用し、自ら事業を立ち上げ成長させる、あるいは軌道に乗ったタイミングで子会社化や合併会社化を図る等の戦略も選択できるような業務範囲規制の廃止等の規制見直しが必要と考えます。

## 3 (1) 国際展開

**問4** 「機動的な事業運営の実現」と、国際競争力強化の因果関係をご教示頂きたい。

NTTの機動的な事業運営が実現すれば、GAFAM等に対抗できるような国際競争力を獲得することが出来るということか。また、我が国の国際競争力を強化しGAFAMに対抗するためには、資料全般に例示されているようなNTTに関する規制を緩和すれば足りると考えるか。(NTT P10)

### (回答)

- ・ 国際競争力強化に向けては、I O W N 等を中心とした研究開発成果を、我が国のみならず、いかに国際展開していくかが課題であると考えています。
- ・ I O W N 等については、今後、ベンダ・メーカー等のパートナー企業から、差異化による競争優位性を確保するため、独占的な開示を求められることが想定され、そうした要望に対し、NTTの判断で柔軟に提供条件を決定できるよう、研究開発の推進・普及責務等の見直しが必要と考えます。
- ・ なお、GAFAMについては、競争相手であると同時に、NTTのデータセンター等のサービスを利用するパートナーであり、また、NTTもGAFAM等のサービス・端末・コンテンツ等を販売する関係にあることから、競争と連携のバランスをとりながら共存していくことが重要であると考えます。

**問5** 海外投資に当たっては、NTT法が廃止されると、これまでと異なるどのような国際展開が可能になると考えているのか。

### (回答)

- ・ N T T 法においては、海外投資に関して個別の規制は存在しないため、N T T 法の廃止と海外投資に直接的な関係はないと考えます。

## 3 (1) 国際展開

**問6** NTT法が国際展開の支障になるのは、研究成果の開示責務により、オール光ネットワーク等に関する研究成果の開示が必要となる点であり、それ以外はないと考えてよいか。研究成果の開示責務以外で、国際展開の支障になる規制があるのであれば、その規制とそれが具体的に支障を及ぼした事例を教えてください。

### (回答)

- ・ 研究成果の開示責務は、国際展開上の支障になることはご指摘の通りです。
- ・ それに加え、国際展開を図っていくためには、成長領域への積極的な投資を行うことが必要であり、そのためにも市場や技術の変化に応じてサービスや事業のポートフォリオを柔軟に変更・修正し、財務基盤を強化していくことが必要と考えます。
- ・ 当社としては、メタル設備を用いた固定電話（加入電話・ISDN等）の利用の減少や赤字拡大を踏まえれば、将来にわたってメタル設備を用いた固定電話（加入電話・ISDN等）を継続することは現実的ではないと考えており、今後もNTT東西の固定電話をユニバーサルサービスとして継続させるべきかについて議論が必要と考えます。
- ・ 今後、音声通話サービスのユニバーサルサービスについては、電気通信事業法の中で、ブロードバンドサービスのユニバーサルサービスと統合して提供していくべきと考えます。その中で、音声通話サービスを継続する必要があると考えます。また、その際、国民負担の観点から、モバイルやさらに将来的にはNTN（HAPS・衛星等）も含めて、利用目的や品質水準等を含めた議論を進め、ユニバーサルサービス対象化の検討を行うことが必要と考えます。これらを組み合わせて、効率的・コストミニマムかつサステナブルな仕組みとすることで、固定電話では不採算となっている地域も含めて、音声通話サービスのユニバーサルサービスを確保していくことが必要と考えます。



## 3 (1) 国際展開

**問7** 国際競争力強化の障害とされているのは、NTT法第3条に基づく研究成果の開示の部分と理解しているが、第1回会合の構成員や事業者のコメントを踏まえると、今後のIOWN、半導体等でのパートナーとの連携においてNTT法第3条の規定が必ずしも障害になるとは思えない。むしろNTT法以外（特許や各国固有の事情）が障壁となり得るように思えるが、具体的に何が困るのか？

### (回答)

- ・ 研究開発成果の開示に関しては、NTT法第3条に加え、NTT再編成時に郵政省（当時）より示された再編成基本方針及びこれに基づき認可申請を実施した再編成実施計画において、NTTの研究成果の開示について、公平な条件で実施する旨が規定されています。
- ・ 更なるIOWNの展開に向けては、様々なパートナーとの連携拡大が不可欠であり、例えば差異化による競争優位性の確保を希望するパートナーには独占的な成果開示で対応する等、パートナーの要望に応じ、NTTが自らの判断で、自由かつ機動的に技術提供が行える仕組みが必要であり、研究開発の推進・普及責務を見直していただきたいと考えます。
- ・ 研究開発の推進・普及責務について運用によって対処する案が示されていますが、その場合には法律を残す意味はないと考えます。当社は自らの競争力強化のためにこれからも研究開発を推進していく考えであり、法律によって義務付けられるものではないと考えます。

## 3 (2) 研究成果の普及責務

**問1** 研究成果の開示にはどの程度応じているのか。主にWeb上やジャーナル、イベント等で公開しているようであり、NTTの判断によっては公開しない場合もあるようだが、競争上不利になるような成果開示を行ったことがあるのか。(NTT P21)

### (回答)

- ・ NTTは、開示可能な技術等について、ホームページ・技術誌等で公開しており、その成果の活用を希望される方に、適正かつ公平な条件での提供に努めています。
- ・ 開示していない技術については、共同研究により権利が外部企業に帰属する技術（当社に帰属する技術については開示）のほか、プライバシーやセキュリティ保護に関する技術等、再編成実施計画において開示を控える技術と整理したものです。
- ・ これまでは成果開示義務に従い、当社の研究開発成果を開示してきましたが、今後に向けては、経済安全保障上の課題と、国際競争力強化に向けた課題（独占的な開示を求めるパートナーとの連携に向けた課題※）があるため、研究開発の推進・普及責務については見直しが必要と考えます。

※例えば、共同研究に関するパートナーとの交渉の中で、当社に課された開示義務によって同業他社へ共同研究の成果が開示せざるを得なくなることから、プロダクトの差異化が図れないこと等を理由に、交渉が不成立となった事例があります。

**問2** 研究成果の開示の点について、スライド21頁で、「公平な開示義務があるため、要望にお応えできない」とあり、過去には、この3条の成果の普及責務がいわばネックとなって協業・提携・共同研究開発（協業等）がうまく進まなかった実例があった、という当日のご説明であったが、委員限りの提供でかまわないので（委員限りの提供でも支障がある場合は事務局限りの提供でも可）、もう少し具体的に詳細を教えてください（固有名詞はオミットで問題ない）。質問の趣旨は、NTT法の存在があるから当該協業等が頓挫したのか、他の要因もあわさって進まなかったのか、そのあたりエビデンス・ベースで議論したいため。(NTT P21)

### (回答)

- ・ 共同研究に関するパートナーとの交渉の中で、当社に課された開示義務によって同業他社へ共同研究の成果が開示せざるを得なくなることから、プロダクトの差異化が図れないこと等を理由に、交渉が不成立となった事例があります。
- ・ なお、交渉不成立事例等、パートナーとの交渉・協業実績等について報告や情報開示を行うことは、今後のパートナー交渉等にも支障をきたすため、上記以上の情報公開はご容赦いただきたい。

## 3 (2) 研究成果の普及責務

**問3** 研究成果の開示責務があったために、実際に国際展開に支障を及ぼした事例があれば、教えてもらいたい。

(回答)

- ・ ベンダとのパートナー交渉において、技術の知的財産権の帰属先を協議した際、当社帰属分であっても成果を第三者へ開示しないことを強く要望され、結果、交渉が不調に終わった事例があります。
- ・ 今後IOWN等を展開していくうえでは、そうした課題は増加していくものと考えます。

**問4** ベンダ・メーカー等のパートナー企業から、IOWN 技術等の独占的な開示を求められた際、公平な開示義務があるため、要望にお応えできないとあるが、具体的にどのような開示要望があるか説明いただきたい。(NTT P21)

(回答)

- ・ IOWN 技術については、これからの技術であり、今後、具体的な技術が生み出されていく過程の中で、様々な開示要望等が出てくるものと考えます。

**問5** 研究開発の推進・普及責務の見直しが必要とのことだが、仮に研究開発の普及責務を緩和又は撤廃した場合でも、ソフトバンクが指摘するようにNTTにおける研究開発費（研究開発のためのリソース）はGAFAMに対抗する水準には増加し得ないと考えて良いか。(NTT P21)

(回答)

- ・ 当社としては、研究開発費でGAFAMと対抗することをめざしているわけではなく、IOWNを世界に先駆けて開発・普及・拡大し、ゲームチェンジを図り、国際展開を推進していくことで我が国の国際競争力向上に貢献したいと考えています。
- ・ IOWNの研究開発に着手して以降は研究開発費も増額を続けており、IOWNの早期実現に向けて、今後も研究開発を強化していく考えです。

## 3 (3) 研究成果の推進責務

**問1** 研究開発の推進責務は負担なのか。負担であれば、具体的にどのような点か。(NTT P21)

(回答)

- ・ 当社は、研究開発により新しい技術・サービスを生み出すことで、お客様や社会の利便性等を向上するとともに、当社の事業成長も達成し、更なる成長に向けた新たな研究開発投資を行っていくという成長サイクルをめざして、研究開発を実施してきており、推進責務の有無に関わらず、今後も研究開発を推進していく考えです。
- ・ 現時点において推進責務が負担になっているという事実はありませんが、仮に今後、当社に推進責務があることを背景に、国等から研究テーマや優先順位、研究費の額等について指定される等が生じた場合、上記成長サイクルを描けなくなる虞もあること、諸外国においては民間企業に当該責務を課している例がないことを踏まえると、研究開発の推進責務については見直しが必要と考えます。

**問2** 研究開発の推進責務は、引き続きNTT 持株・NTT東西が負っていくことを想定していると理解してよいか。(NTT P21)

(回答)

- ・ 当社は、研究開発により新しい技術・サービスを生み出すことで、お客様や社会の利便性等を向上するとともに、当社の事業成長も達成し、更なる成長に向けた新たな研究開発投資を行っていくという成長サイクルをめざして、研究開発を実施してきており、推進責務の有無に関わらず、今後も研究開発を推進していく考えです。
- ・ 一方で、仮に今後、当社に推進責務があることを背景に、国等から研究テーマや優先順位、研究費の額等について指定される等が生じた場合、上記サイクルを描けなくなる虞もあること、諸外国においては民間企業に当該責務を課している例がないことを踏まえると、研究開発の推進責務については見直しが必要と考えます。

**問3** NTTにおける研究開発費の調達元ごとの割合を教えてください。

(回答)

- ・ NTTグループ：約95%、NTTグループ外（国等からの受託等）：約5% です。

## 3 (3) 研究成果の推進責務

**問4** 今後とも、電気通信の向上発展のために、国や研究開発法人等と協力し積極的に貢献していく考えとのことだが、具体的にどのように貢献していくか説明いただきたい。(NTT P21)

(回答)

- ・ 例えば、量子コンピュータや高精度時間計測技術等の技術について、国と共同研究または国からの受託研究を行ってきており、今後ともこれらの分野に限らず様々な領域において、当社の技術や知見を活かして貢献していきたいと考えています。

## 4 (1) 外資等規制

**問1** 経済安全保障上の観点から、NTT法の外資規制についてどのように考えるか。（仮に「廃止すべき」と考えているなら、外資比率が3分の1を上回ったとしても問題ないのか。）

(回答)

- ・ 外国人の株式取得制限は安全保障上の観点から重要であると考えていますが、NTTに限らず、他の電気通信事業者やその他の分野の重要インフラを担う事業者も同様、産業全体で対応していくべき問題と考えます。電気通信事業者に関しては、電気通信事業法で業界全体に外資規制をかけることも検討すべきと考えます。

**問2** 外為法による規制はどのようにあるべきか。現行外為法の何が課題で、強化が必要であるとすれば、どのような点になるか。（NTT P22）

(回答)

- ・ 外国人の株式取得制限は安全保障上の観点から重要であると考えていますが、NTTに限らず、他の電気通信事業者やその他の分野の重要インフラを担う事業者も同様、産業全体で対応していくべき問題と考えます。電気通信事業者に関しては、電気通信事業法で業界全体に外資規制をかけることも検討すべきと考えます。

**問3** 情報通信インフラの重要性からは、外資規制はNTT法と外為法の両方による対応を前提にする方がよいのではないかと。（NTT P22）

(回答)

- ・ 外国人の株式取得制限は安全保障上の観点から重要であると考えていますが、NTTに限らず、他の電気通信事業者やその他の分野の重要インフラを担う事業者も同様、産業全体で対応していくべき問題と考えます。電気通信事業者に関しては、電気通信事業法で業界全体に外資規制をかけることも検討すべきと考えます。

## 5 その他

**問1** 社名変更に関する主張等、非常に細かな点までNTT法で制約を受ける事項の全てについて見直しの必要性を求めているように見え、NTT法の廃止を求めていることと同義ととらえたがその認識でよいか。

### (回答)

- ・ 市場環境の変化等を踏まえれば、音声通話サービスのユニバーサルサービス責務や研究開発推進・普及責務の実行等、NTT法設立当初の役割は概ね完遂したものと考えています。
- ・ 一方、電気通信事業法で定めるブロードバンドサービスのユニバーサルサービスについては、NTT法で定めてきた音声通話サービスのユニバーサルサービスも含めて、電気通信事業法において実効性の高い制度として検討・構築していくことが必要と考えます。

**問2** NTT法上の各種認可制度の見直しを求めているが、国がNTTの各事業に対して箸の上げ下げのレベルまで関与しているという認識なのか。(NTT P22)

### (回答)

- ・ 市場環境の変化等を踏まえれば、音声通話サービスのユニバーサルサービス責務や研究開発推進・普及責務の実行等、NTT法設立当初の役割は概ね完遂したものと考えています。
- ・ NTT法の各種認可事項等の規定についても、ユニバーサルサービス責務や研究開発の責務等の見直しに伴い、当該規定は不要になるものと考えます。
- ・ 各種認可制度については、それに向けた事前の準備や政府に対する説明等の対応や認可制度を背景とした政府からの各種報告・説明依頼等に伴う稼働が発生していることから、少なくとも効率的かつ機動的な事業運営を行う観点からは、見直していただきたいと考えます。

**問3** 社名変更を過去に総務省に相談して法改正等の必要性を理由として拒まれた例があったか。(NTT P22)

### (回答)

- ・ 社名変更を総務省殿に相談したことはありません。

## 5 その他

**問4** NTTを取り巻く政策においては、その直接的効果と間接的効果との双方が存在するものと思われる。

例えば、国際競争力の強化においては、その直接的効果として、研究開発に関わる責務の見直しが提起されているが、他方で、ユニバーサルサービス等、国内向け事業の規制の強度によっては、人的リソースが相対的に国内事業に割かれたり、あるいは規制対応の経験者に対して、人事処遇上のメリットが片寄ったりすることがあれば、国内事業における責務が国際事業に対して間接的効果をもつと考えることができる。この点は、経営として、NTT法等の規制を社がどのように受け止めているのかに依存するものと思われる。この点からの現状規制の包括的な社としての評価を伺いたい。

(回答)

- ・ 市場環境の変化等を踏まえれば、音声通話サービスのユニバーサルサービス責務や研究開発推進・普及責務の実行等、NTT法設立当初の役割は概ね完遂したものと考えています。
- ・ 一方、電気通信事業法で定めるブロードバンドサービスのユニバーサルサービスについては、NTT法で定めてきた音声通話サービスのユニバーサルサービスも含めて、電気通信事業法において実効性の高い制度として検討・構築していくことが必要と考えます。
- ・ NTT法の各種認可事項等の規定についても、ユニバーサルサービス責務や研究開発の責務等の見直しに伴い、当該規定は不要になるものと考えます。
- ・ 各種認可制度については、それに向けた事前の準備や政府に対する説明等の対応や認可制度を背景とした政府からの各種報告・説明依頼等に伴う稼働が発生していることから、少なくとも効率的かつ機動的な事業運営を行う観点からは、見直していただきたいと考えます。



第2回会合における事後質問への回答

## K D D I への質問に対する回答

## 1 (1) 電話のユニバーサルサービスについて

**問1** 電話のユニバーサルサービスも携帯電話でいいのではないか、という考え方についてどう思うか。また、その理由は何か。

### (回答)

- ・ ユニバーサルサービスとして携帯電話に置き換える場合であっても、条件不利地域へのエリア展開には基地局向けの光インフラが必要であり、今後の5G・Beyond 5G時代には、4Gよりも稠密な光インフラが必要となります。
- ・ 固定電話は、有事や災害時に重要な公益性の高い通信サービスであり、ユニバーサルサービスとして維持すべき対象として不可欠と考えます。現状、メタルを利用した電話から光ファイバを利用した電話等に移行しつつある中、IP電話及びワイヤレス固定電話等のサービスを整備・維持するにあたって必要な光インフラについては、NTTの責務としてラストリゾート義務を課すことについて検討を行うことが必要です。
- ・ NTTの責務としてラストリゾート義務を課すにあたっては、電気通信事業法でNTTの私権を制限することは困難であり、特別法たるNTT法が必要と考えます。これにより、ユニバーサルサービスとしてのIP電話及びワイヤレス固定電話の安定的な提供を図ることが可能なため、固定電話を携帯電話に置き換える必要はないと考えます。

**問2** NTTはメタル回線の維持限界が2035年と発言していたが、NTT東西が2035年までにメタル回線のサービスを廃止することについてどう考えるか。

### (回答)

- ・ メタル回線の維持限界に伴い、メタル回線のサービスを廃止すること自体はやむを得ない状況と考えます。
- ・ ただし、メタルを利用した電話の代替となるサービスを提供する必要があるため、線路敷設基盤等の「特別な資産」を保有するNTTに光インフラ整備の推進及びラストリゾート義務を課すことが必要であると考えます。

## 1 (2) ブロードバンドのユニバーサルサービスについて

**問1** 通信のユニバーサルサービスについて、利用者視点や今後のサービス・技術の動向を踏まえて、固定電話や携帯電話、ブロードバンド、衛星など、どのようなサービスをどのように確保する必要があると考えているのか。

### (回答)

- ・ 「デジタル田園都市国家構想」の実現に向けて、ユニバーサルサービスとして維持すべき通信サービスは、電話および固定ブロードバンドサービスであると考えます。
- ・ 電話はメタルから光ファイバ上でのサービスへと移行しつつありますが、今後は固定ブロードバンドサービスの1つとして提供されるため、電話とブロードバンドのユニバーサルサービス制度の統合について検討を行うことが必要です。
- ・ 今後、これらのサービスを維持するにあたっては、メタル回線に変わり光インフラが重要な役割を担うことになり、線路敷設基盤等の「特別な資産」を保有するNTTの責務として、光インフラのラストリゾート義務を課すことについて検討を行うことが必要と考えます。NTTの責務としてラストリゾート義務を課すにあたっては、電気通信事業法でNTTの私権を制限することは困難であり、特別法たるNTT法が必要と考えます。

**問2** 携帯電話がこれだけ普及している状況においては、ブロードバンドのユニバーサルサービスの対象は、携帯ブロードバンドでよいとの考えもあると思うが、どうか。

### (回答)

- ・ 携帯ブロードバンドサービスは固定ブロードバンドサービスと比較して、通信の特性の違いから、遠隔教育、遠隔医療等を継続的・安定的に利用するための手段としては必ずしも十分でないことから、現状においてはFTTH／CATV（HFC方式）／ワイヤレス固定BB（専用型）が適当であると考えます。

## 1 (2) ブロードバンドのユニバーサルサービスについて

**問3** 今後のBBの技術変化を想定すると、また日本の人口動態の急速な変動（人口減少）を想定すると、限界集落のようなBBユニバの支援地域エリアの技術構成は光ファイバではなくワイヤレスやNTNなど新しい技術が主力となるべきという主張について、御社はどのようにお考えでしょうか。

### (回答)

- ・ 現状において、継続的・安定的な利用手段としては、FTTH／CATV（HFC方式）／ワイヤレス固定BB（専用型）が適当であると考えます。
- ・ ただし、光インフラを整備できないような場所へのサービス提供のための手段として、ワイヤレスやNTNなど新しい技術を用いることの検討は必要と考えます。

**問4** 岡田構成員のコメントでは「ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）をユニバに含めるのかについて、技術動向を見ながら迅速に検討が必要」との意見があった。現時点では「ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）については、一つの基地局で携帯電話の不特定の利用者也カバーすることになり、多数の端末が接続される場合、通信の品質が安定しない等の課題があることから、その位置付けについて引き続き検討を深めることが適当」と整理されているが、各社の見解を伺いたい。

### (回答)

- ・ ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）については、左記でご指摘の課題はあると認識しておりますが、今後の技術動向を見ながら検討を行うことについては異存はございません。

## 1 (2) ブロードバンドのユニバーサルサービスについて

**問5** ワイヤレス固定BB（共用型）を第二号基礎的役務に位置づけることについて否定的な意見は少ないと認識しているが、その課題がどこにあると考えるか。

(回答)

・ ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方答申で取りまとめられた通り※、主に以下2点の課題があると考えます。

i) 通信の品質が安定しない課題

ii) 支援区域の指定要件である「1者以下の提供地域」が過度に少なくなる課題（光インフラ整備エリアが縮退する可能性）

※ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方答申より抜粋

## 2. (1) ③

また、ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）を二号基礎的役務に位置付けることについて検討する場合、ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）は、一つの基地局で携帯電話の不特定の利用者がカバーすることになり、多数の端末が接続される場合、通信の品質が安定しないことが課題として想定されるため、技術基準との関係等について整理が必要となる。

なお、仮にワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）を二号基礎的役務に位置付けた場合、ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）がカバーするエリアの拡大によって、第二種交付金における支援区域の指定要件である「1者以下の提供地域」として認められる地域が過度に少なくなり、必要な地域に支援が行き届かなくなることも懸念され、この点についても整理が必要となる。

**問6** NTTがラストリゾート義務を負う場合でも、効率的な整備・維持には、ワイヤレス固定ブロードバンドの活用が必要だと思う。その際、NTTドコモがカバーせず他MNOがカバーしているエリアでは、他MNOの電波の利用が必要となると思うが、その際に他MNOは協力する考えはあるのか。

(回答)

・ 原則として、品質面で継続的・安定的な光インフラを活用した固定ブロードバンドの整備・維持が必要と考えますが、効率的な整備・維持の観点で、例外的にワイヤレス固定ブロードバンドを活用することは問題ないと考えます。

・ 弊社しかカバーしていないエリアにおいて、例外的なワイヤレス固定ブロードバンド提供が必要となった場合には協力する方向で検討する所存です。

## 1 (3) その他の通信インフラに関する事項

**問1** 設備の自己設置義務を更に緩和することについてどう考えるか。

(回答)

- ・ ワイヤレス固定電話の提供要件のように、サービス提供・維持が著しく不経済となるエリアにおいて例外的に、他社設備を利用したサービスを提供することは問題ないと考えます。

## 2 (1) NTT持株・NTT東西の業務範囲規制

**問1** NTT東西の業務範囲を見直すことについて、懸念すべき事項はあるか。

(回答)

- ・ 「業務範囲規制（県内通信限定）」については、時代に即した業務範囲規制の在り方の議論を行うことについて異存はございませんが、NTTと他事業者との公正競争環境の確保のためには、「特別な資産」を保有するNTT東西と他のグループ会社との事業再統合の防止が必要であり、NTT法の業務範囲規制や合併等の認可手続きは今後も引き続き必要と考えます。
- ・ なお、NTT法の見直しを図る場合は、公正競争環境を確保するためには電気通信事業法の見直しを同時に行っていくことも必要と考えます。
  - 市場支配的事業者の合併や事業統合により、形式的に禁止行為規制の対象とならない場合は、公正競争環境に影響を及ぼすおそれが高いため、停止措置等の事前規制や審査権限の是非等も含めて検討を行うことが必要。

**問2** NTT東西を統合した場合、具体的にどのような問題があるのか。

(回答)

- ・ NTTに対しては、これまでNTT法における地域会社の分離規制を始めとして公正競争を確保するための制限が課せられてきたと理解しています。NTT東西の統合については、これまでの規制枠組みが機能してきた結果、NTT東西と他の事業者の競争が進展している地域も存在していると認識しており、これらの地域において公平な競争環境が阻害されるおそれがないかを踏まえて、慎重な議論が必要と考えます。

## 2 (2) NTT東西のアクセス部門の分離

**問1** 御社は線路敷設基盤保有部門の資本分離を求めているが、資本分離ではなくグループ内の別会社化では不十分か。不十分であるならその理由をお答えいただきたい。(KDDI P13)

### (回答)

- ・ 線路敷設基盤等の「特別な資産」を保有する会社をNTTのグループ内の別会社とした場合、NTTにおいては、NTTグループとしての利益最大化の達成が事業目的となるため、「特別な資産」の提供に係る公正競争確保の観点でNTTグループ企業のみに対して優遇が行われる可能性は払拭できず、不十分であると考えます。

**問2** NTTの固定アクセス部門の分離が提案されているが、IOWN構想など今後の技術革新が重要となる時代に、例えば、資本分離までしてしまうと、ネットワークの技術革新のインセンティブが削がれてしまうのではないか。

### (回答)

- ・ 技術革新による新たなサービス等を提供していく必要性があるのであれば、アクセス部門の資本分離に関わらず技術革新に向けた研究開発等が行われるものと考えます。
- ・ 基礎的研究の成果は、広く国民に還元されるべきものであるため、仮に資本分離されたとしても、アクセス部門が技術革新につながる研究開発を担うための制度設計が必要であり、この技術革新の成果が国内通信事業者全体に及ぶことで、国民全体の利便向上にもつながると考えます。

## 2 (3) NTT東西のアクセス部門の分離

**問1** スライド10頁で「NTTと他事業者との競争環境の確保」は「NTT法」と「電気通信事業法」の両輪で確保すべきとあるが、公正競争の確保について、現行・電気通信事業法で足らざると考える部分（改正すべきと考える事項）はあるか。（KDDI P10）

(回答)

- ・ 事業者の経営の自由を縛る形となる合併や事業統合（定款の変更含む）に対する規律を事業法に盛り込むことは難しいと認識しており、公正競争に多大な影響を与えることとなるNTTの事業運営や組織に関する規律については、これまで通りNTT法で規律することが適切と考えます。
- ・ 国内の競争環境を担保するにあたっては、競争事業者が持ち得ない線路敷設基盤等の「特別な資産」を保有するNTTと他の事業者との公平性の確保が重要です。従って、組織のルールを定める「NTT法」と取引条件のルールを定める「電気通信事業法」の両輪において公正な競争環境を確保していくことが必要と考えます。
- ・ 現状の「NTT法」と「電気通信事業法」の両輪で公正競争の確保を行っている前提で、さらに足りないと考えられる部分としては、市場支配的事業者の合併や事業統合に関する停止措置等の事前規制や総務省への審査権限の付与などが考えられます。
- ・ 市場支配的事業者の合併や事業統合により、形式的に禁止行為規制の対象とならない場合は、公正競争の確保に影響を及ぼすおそれが高いため、上記のような追加措置が必要と考えます。

**問2** NTTの「特別な資産」にボトルネック性があることは確かですが、今後、5Gや6Gでは相対的に無形資産（ソフトウェア、データ、特許、ビジネスモデル等）が市場支配力の源泉として益々重要性を増していくと思われれます。技術中立的なイノベーションの促進という観点に立った場合、無形資産の評価も国際競争力の強化および公正競争の確保を考えるうえで必要ではないかという意見に対して、御社はどのようにお考えでしょうか。

(回答)

- ・ 今後、5Gや6Gでは相対的に無形資産（ソフトウェア、データ、特許、ビジネスモデル等）が重要性を増していくという点については、ご指摘の通りであると考えます。
- ・ ただし、これら無形資産は、NTTが保有する線路敷設基盤等の「特別な資産」を活用したネットワーク上で重要性を増していくものと考えますので、NTTが保有する線路敷設基盤等の「特別な資産」の重要性についても今後、益々増していくものと考えます。



## 2 (3) NTT東西のアクセス部門の分離

**問3** 有形資産や無形資産のさまざまな組み合わせはイノベーションの源泉であり国際競争力を高めるために不可欠だと思いますが、その点、設備のみに着目した非対称規制は時代にそぐわない面があるのではないかという主張について、御社はどのようにお考えでしょうか。

(回答)

- ・ 有形資産や無形資産のさまざまな組み合わせはイノベーションの源泉であるという点については、ご指摘の通りであると考えます。
- ・ 現在の電気通信事業法は「設備」起点の規制ではあるものの、現実的には「機能」にも着目した規制であるとの認識であり、本規制により国際競争力強化を阻害している認識はございません。

**問4** 公正競争の確保とは、競争事業者が同一・対称な競争環境のもとで、顧客獲得に向けて事業を行う条件を確保するという意味であり、競争プロセスにおける競争条件の同一化・対称化を通じて、ユーザーの利便性の向上を目指すものと思われる。他方で、過去において特定社に対する政策的支援など、通常の競争プロセスにおいて同一・対称な競争条件を確保できない状況が自由化当初にあり、非対称規制を課すことで公正競争の確保に努めてきたものと思われる。自由化から相当の年数が経過し、グローバルも含めて通信を取り巻く競争環境が激変するなか、電気通信施設に着目した競争環境の整備は、ユーザーの利便性の向上を目指す公正競争の確保から乖離をしてきているとの指摘もある。国際競争力の強化がユーザーの利便性の中長期的な向上にも資することを念頭に置いたときに、時代にあった公正競争の確保のために、新たに取り入れるべき視点、不要となる考え方を改めてご指摘を頂けないか、伺いたい。

(回答)

- ・ 技術の急速な進展等に伴い、メタル回線に係る規制の重要性は低くなる一方、メタル回線を代替する光インフラの重要性は高まっていると考えます。
- ・ この光のネットワーク上で、利用者利便向上に資する様々なサービスが誕生することになるため、今後の5G・Beyond 5G時代にも、日本全国で膨大な設備を有するNTTの光インフラを全事業者が公平利用できるよう、「設備」に着目した規制は重要であると考えます。
- ・ なお、現在の電気通信事業法は「設備」起点の規制ではあるものの、現実的には「機能」にも着目した規制であるとの認識であり、本規制により国際競争力強化を阻害している認識はございません。

## 3 (2) 研究成果の普及責務

**問 1** NTTの研究成果の普及責務を見直すことについて、懸念すべき事項はあるか。

(回答)

- ・ 国際競争力の強化や経済安全保障等の観点から、その普及義務を見直すべき研究成果もある一方、電気通信市場の活性化に寄与するためのネットワークの相互接続等に不可欠な技術をはじめとして広く普及を図るべき研究成果も存在するため、開示領域の定義や運用について、議論が必要と考えます。

## 4 (1) 外資規制等

**問 1** 情報通信インフラの重要性からは、外資規制はNTT法と外為法の両方による対応を前提にする方がよいのではないか。

(回答)

- ・ NTTが保有する「特別な資産」は安定的な提供が必要であるため、外資から保護することが必要と考えており、ご指摘のとおり、NTT法と外為法の両方による対応が前提であると考えます。

第2回会合における事後質問への回答

## ソフトバンクへの質問に対する回答

## 1 (1) 電話のユニバーサルサービスについて

**問1** 電話のユニバーサルサービスも携帯電話でいいのではないか、という考え方についてどう思うか。また、その理由は何か。(NTT P11)

### (回答)

ご質問の「ユニバーサルサービス」については解釈が広くとれることから、下記の2つに分けた上で回答します。

- ①電気通信事業法における「基礎的電気通信役務」
- ②NTT法における「『あまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保』が求められる役務に相当する役務」

下記理由より携帯電話は上記いずれの役務にも該当するものではなく、したがって「ユニバーサルサービス」とすることは現時点では適切ではないと考えます。

- ①の観点：ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会最終取りまとめ（2022年2月2日）において、4G携帯ブロードバンドを基礎的電気通信役務と位置付けない理由として、「新たな交付金制度の対象としなくとも、事業者間の競争を通じた自主的な取組により、全国的なサービス提供が確保されると想定されること」とされており、この考え方は同一のネットワークを用いる携帯電話にもあてはまること。
- ②の観点：現行の電話役務においては、ネットワークの終端までNTT東西のみの設備で基本的に完結（ワイヤレス固定電話は例外）する一方、携帯電話においては局舎と基地局を結ぶ光ファイバについてNTT東西に依存しており、このような中、携帯電話をあまねく提供が求められる役務として定義し、携帯事業者にその義務を課すことは無理があると考えること。

## 1 (1) 電話のユニバーサルサービスについて

**問2** NTTはメタル回線の維持限界が2035年と発言していたが、NTT東西が2035年までにメタル回線のサービスを廃止することについてどう考えるか。

### (回答)

通信インフラに期待される役割の変化を踏まえると、メタル回線のサービス廃止自体はやむを得ないものと考えます。

一方で、2035年という廃止時期の適切性は、メタル回線の早期廃止による光ファイバ整備促進の効果と、メタル回線ユーザの移行期間の確保の双方を考慮した上で判断されるべきものと考えます。

そのためにも、メタル回線のサービス廃止・移行計画等については、ユーザや卸先・接続事業者に対して十分前もって開示することで、適切な廃止時期の検討を促進することが必要と考えます。

## 1 (2) ブロードバンドのユニバーサルサービスについて

**問1** 通信のユニバーサルサービスについて、利用者視点や今後のサービス・技術の動向を踏まえて、固定電話や携帯電話、ブロードバンド、衛星など、どのようなサービスをどのように確保する必要があると考えているのか。

### (回答)

基本は様々なサービスが競争の下でエリア拡大され、利用者もそれで特段の不自由を感じないといった状況が理想的です。しかしながら、実際は不採算地域を中心に未カバーエリアが生じており、その解決が制度に求められている認識です。

今後のデジタル化社会を踏まえれば、先日基礎的電気通信役務となったFTTHの提供を軸に、基盤となる光ファイバの全国整備を進め、当該基盤をベースに事業者間競争が進み各種サービスが広範に展開されることで、結果としてデジタル社会基盤インフラとしての高品質・多機能な通信ネットワークの整備が全国あまねく進展した状況となることが望ましいものと考えます。

なお、新たなサービスを「基礎的電気通信役務」とする際には、その品質・料金水準等が考慮されるべきであり、その点で少なくとも各種NTN（衛星等）については国内でのサービス展開、技術的課題有無の精査並びに制度整備が十分ではなく、ユニバーサルサービスとしての是非を論じるには時期尚早と考えます。

## 1 (2) ブロードバンドのユニバーサルサービスについて

**問2** 携帯電話がこれだけ普及している状況においては、ブロードバンドのユニバーサルサービスの対象は、携帯ブロードバンドでよいとの考えもあると思うが、どうか。

### (回答)

ご質問の「ユニバーサルサービス」については解釈が広くとれることから、下記の2 つに分けた上で回答します。

- ①電気通信事業法における「基礎的電気通信役務」
- ②NTT 法における「『あまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保』が求められる役務に相当する役務」

下記理由より携帯ブロードバンドは上記いずれの役務にも該当するものではなく、したがって「ユニバーサルサービス」とすることは現時点では適切ではないと考えます。

- ①の観点：ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方答申（2023年2月7日）において、ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）については「一つの基地局で携帯電話の不特定の利用者がカバーすることになり、多数の端末が接続される場合、通信の品質が安定しないことが課題として想定される」、モバイルブロードバンドについては「不特定多数のユーザーが接続してトラフィックが集中した場合、通信の安定性を欠く懸念があり、また、移動しながらサービスを利用する場合、制御する基地局が切り替わることに伴い通信の途切れが想定される」とされ、基礎的電気通信役務に位置付けられておらず、この考え方を現時点で変更する必要性がないと考えること。
- ②の観点：現行の電話役務においては、ネットワークの終端までNTT 東西のみの設備で基本的に完結（ワイヤレス固定電話は例外）する一方、携帯電話においては局舎と基地局を結ぶ光ファイバについて NTT 東西に依存しており、このような中、携帯電話をあまねく提供が求められる役務として定義し、携帯事業者にその義務を課すことは無理があると考えること。

## 1 (2) ブロードバンドのユニバーサルサービスについて

**問3** 今後のBBの技術変化を想定すると、また日本の人口動態の急速な変動（人口減少）を想定すると、限界集落のようなBBユニバの支援地域エリアの技術構成は光ファイバではなくワイヤレスやNTNなど新しい技術が主力となるべきという主張について、御社はどのようにお考えでしょうか。

(回答)

部分的な無線の活用はあり得ると考えますが、前提として様々なサービスのインフラ基盤となる光ファイバの確保が必要です。

将来的にワイヤレスやNTN等の新しい技術を用いたサービスが主力となるか否かはその品質・料金水準等により、その点で少なくとも各種NTNについては国内でのサービス展開、技術的課題有無の精査並びに制度整備が十分ではなく、ユニバーサルサービスとしての是非を論じるには時期尚早と考えます。

**問4** 岡田委員のコメントでは「ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）をユニバに含めるのかについて、技術動向を見ながら迅速に検討が必要」との意見があった。現時点では「ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）については、一つの基地局で携帯電話の不特定の利用者がカバーすることになり、多数の端末が接続される場合、通信の品質が安定しない等の課題があることから、その位置付けについて引き続き検討を深めることが適当」と整理されているが、各社の見解を伺いたい。

(回答)

ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）をその品質の特性等から基礎的電気通信役務に位置付けないとする考え方を現時点で変更する必要はないと考えます。

ただし、技術面の改善、補てんの必要性の発生及び責務等による未整備エリアカバーの必要性が生じた場合にはあらためて検討の余地があるものと考えます。

## 1 (2) ブロードバンドのユニバーサルサービスについて

**問5** ワイヤレス固定BB（共用型）を第二号基礎的役務に位置づけることについて否定的な意見は少ないと認識しているが、その課題がどこにあると考えるか。

(回答)

ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方答申（2023年2月7日）のとおり、ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）の課題については「一つの基地局で携帯電話の不特定の利用者がカバーすることになり、多数の端末が接続される場合、通信の品質が安定しないこと」と考えます。

ただし、技術面の改善、補てんの必要性の発生及び責務等による未整備エリアカバーの必要性が生じた場合にはあらためて検討の余地はあるものと考えます。

**問6** NTTがラストリゾート義務を負う場合でも、効率的な整備・維持には、ワイヤレス固定ブロードバンドの活用が必要だと思う。その際、NTTドコモがカバーせず他MNOがカバーしているエリアでは、他MNOの電波の利用が必要となると思うが、その際に他MNOは協力する考えはあるのか。

(回答)

当社としても可能であれば協力する意思はありますが、制度設計次第と考えます。



## 1 (3) その他の通信インフラに関する事項

**問1** 設備の自己設置義務を更に緩和することについてどう考えるか。

(回答)

主に下記理由により認めるべきではないと考えます。

- 国民の税金等を活用し構築された公社時代からの承継資産（土地・線路敷設基盤等）やボトルネック設備はその性質上、国民の利益確保を目的として責務を負う会社（現在は NTT 東西）が責任持って管理・維持・運用すべきであるが、仮に本規律が緩和された場合、当該設備の維持・管理を怠る懸念が高まり、国民の基幹インフラ維持に支障が生じる蓋然性が高いこと。
- 加えて、第三者にこれら資産・設備が譲渡された場合、責務を負わない当該第三者は必ずしも国民の利益のためにこれら資産・設備を活用するとは限らず、適切ではないこと。
- 緩和に伴い、NTT 東西が固定端末系伝送路設備（ボトルネック設備）を NTT コミュニケーションズ等 NTT グループ内企業に一部譲渡することが可能となれば、NTT 東西それぞれの固定端末系伝送路設備シェアを第一種指定電気通信設備としての指定基準未滿にし、電気通信事業法の当該設備規律を免れることが可能となること。

## 2 (1) NTT持株・NTT 東西の業務範囲規制

**問1** NTT東西の業務範囲を見直すことについて、懸念すべき事項はあるか。

(回答)

「県内通信」「県間通信」といった区分は旧来の固定電話中心の時代の考え方であり、「県内通信に限定し県間通信は認めない」といった点に限っては、時代の変化に応じて適切な形に見直すことはあり得るものと考えます。

しかしながら、上記の見直しを除いては、下記理由により業務範囲規制の緩和はすべきではありません。

- NTT法における NTT 東西の業務範囲規制は、電気通信事業法における NTT 東西のボトルネック設備の公平・適正な提供に関する規律の実効性を高める効果があり、公正競争確保が電気通信事業法と NTT 法の両輪により成り立つ中で重要な役割を担っていること。
- 電気通信事業法における上記規律があれど、アクセス部門の設備の整備計画や貸出単位等はNTT グループの戦略や方針に基づき行われ、NTT グループに最適化された仕様となっている等、現時点でも NTT グループ各社と競争事業者間での真の公平性が担保されていないという懸念があり、そのような中でアクセス部門を有する NTT 東西が移動通信分野や ISP へ進出するようなことがあれば、この懸念をさらに強めることとなり一切許容できないこと。

## 2 (1) NTT持株・NTT 東西の業務範囲規制

**問2** NTT東西を統合した場合、具体的にどのような問題があるのか。

(回答)

もともと東西2社に分けたのは、両社のコスト構造や収益構造（卸料金・接続料・設備投資・各種申請などの運用など）を比較・検証すること等により、ボトルネックにおける非効率性の排除を行う目的があった認識です。

実際、当社においても下記のような事例があります。

- 接続料や卸料金においてNTT 東西間で原価内訳に大きな差分が生じている場合があり、その理由等の議論を通じて算定方法の見直しや効率化推進に寄与している。
- 光回線開通工事等において、NTT 東西と早期開通・効率化に向けた協議を定期的実施しているが、接続事業者側でノウハウが不足している施工業者との工事調整等で NTT 東西の事例を比較することにより運用効率化促進が図られている。

東西が統合し1社となった場合にはこれらが不可となり、効率性確保の仕組みが機能しなくなることが問題であると思います。

## 2 (2) NTT東西のアクセス部門の分離

**問1** 御社はアクセス会社の分離を求めるにあたって「国や多様なプレイヤーがアクセス会社に関与する形態も一案」と書かれているが、具体的にどのような形態（資本関係等）を想定しているのか。

(回答)

詳細は制度の設計含め、今後の検討となりますが、政府・NTT・競争事業者等が応分に出資するほか、取締役も派遣する等で、アクセス会社のインフラを利用する事業者の意向が公平に働く仕組みを想定しています。

## 2 (2) NTT東西のアクセス部門の分離

**問2** NTTの固定アクセス部門の分離が提案されているが、IOWN 構想など今後の技術革新が重要となる時代に、例えば、資本分離までしてしまうと、ネットワークの技術革新のインセンティブが削がれてしまうのではないか。

(回答)

競争事業者がイノベーションを牽引したかつてのADSL の事例に見られるように、ネットワークの技術革新のインセンティブとアクセス部門の保有有無は直接的には関係しないものと考えます。

なお、アクセス会社の資本分離を求めつつもNTT における一定割合（他のプレイヤーと同等程度）の資本等の関与まで否定するものではなく、NTT を含む多様なプレイヤーや政府の出資・関与を想定しています。現在の IOWN 構想においても、NTT と他社共同で光ネットワーク技術の標準化や、オールジャパンでのオールフォトニクス・ネットワークを中心とした革新的通信技術を広めることを目指している認識であり、アクセス部門を分離しても技術革新のインセンティブの維持は可能と考えます。

## 2 (3) その他の公正競争の確保に関する事項

**問1** NTTの「特別な資産」にボトルネック性があることは確かですが、今後、5G や 6G では相対的に無形資産（ソフトウェア、データ、特許、ビジネスモデル等）が市場支配力の源泉として益々重要性を増していくと思われま。技術中立的なイノベーションの促進という観点に立った場合、無形資産の評価も国際競争力の強化および公正競争の確保を考えるうえで必要ではないかという意見に対して、御社はどのようにお考えでしょうか。

**問2** 有形資産や無形資産のさまざまな組み合わせはイノベーションの源泉であり国際競争力を高めるために不可欠だと思いますが、その点、設備のみに着目した非対称規制は時代にそぐわない面があるのではないかという主張について、御社はどのようにお考えでしょうか。

(回答)

ご指摘のような観点で、我が国のデジタル市場競争会議においてもAppleやGoogle の提供するビジネスモデル等無形資産の競争への影響が認められ、規制の必要性が議論されている理解です。

有形資産の評価と無形資産の評価に排他性はなく両立するものであり、有形・無形を問わず、必要な対象に必要な規制を設けるべきと考えます。

## 2 (3) その他の公正競争の確保に関する事項

**問3** 公正競争の確保とは、競争事業者が同一・対称な競争環境のもとで、顧客獲得に向けて事業を行う条件を確保するという意味であり、競争プロセスにおける競争条件の同一化・対称化を通じて、ユーザーの利便性の向上を目指すものと思われる。他方で、過去において特定社に対する政策的支援など、通常の競争プロセスにおいて同一・対称な競争条件を確保できない状況が自由化当初にあり、非対称規制を課すことで公正競争の確保に努めてきたものと思われる。自由化から相当の年数が経過し、グローバルも含めて通信を取り巻く競争環境が激変するなか、電気通信施設に着目した競争環境の整備は、ユーザーの利便性の向上を目指す公正競争の確保から乖離をしてきているとの指摘もある。国際競争力の強化がユーザーの利便性の中長期的な向上にも資することを念頭に置いたときに、時代にあった公正競争の確保のために、新たに取り入れるべき視点、不要となる考え方を改めてご指摘を頂けないか、伺いたい。

### (回答)

ご指摘のとおり電気通信施設に着目した競争環境の整備のみでは不十分となっており、そのような観点で、我が国のデジタル市場競争会議においても Apple や Google の提供するビジネスモデル等無形資産の競争への影響を認め、規制の必要性を議論している理解であり、設備か否かを問わず必要な対象に必要な規制を設けるべきと考えます。

他方、設備についていえば、NTT 東西の公社から承継した資産（土地・線路敷設基盤等）・ボトルネック設備は他の競争事業者のサービス提供に不可欠なものであり、設備（電気通信施設）の中でも極めて特異な唯一無二の性質を有することから、これらの公平・適正な提供のための規制は引き続き必要です。

なお、ヒアリングでも述べたとおり、国際競争力強化のためには設備投資・研究開発の推進が重要と考えています。

電気通信事業者とプラットフォーマーの事業構造には大きな差異があり、売上高・利益や研究開発費の額も格段に差がありますが、このような中でも、我が国として国際競争力を高めるためには、積極的な設備投資・先端技術開発を推進し、高付加価値な事業を構築したり、グローバルな新たなビジネスモデルを開発したりすることで売上高・利益率を高め、設備投資・研究開発費を増額するといった好循環を起こすことが必要です。電気通信事業者は、エネルギー価格の高騰・厳しい安全保障環境等を背景に通信事業における付加価値・収益力を高めるべく努めているところであり、国においては事業者のこのような取り組みを支援すべく政策調整を図っていただきたいと考えます。

また、経済安全保障の考慮の必要性等から米国のプラットフォーマーへの依存度が高まる傾向にありますが、国産クラウド・プラットフォーマーの育成の観点も必要と考えます。

## 3 (2) 研究成果の普及責務

**問1** NTTの研究成果の普及責務を見直すことについて、懸念すべき事項はあるか。

(回答)

安全保障の確保は我が国にとって極めて重要であり、当社としてはNTT の指摘も踏まえ見直す方向で良いと考えますが、様々な関係者の見解を踏まえて検討いただきたいと思います。

## 4 (1) 外資規制等

**問1** 情報通信インフラの重要性からは、外資規制はNTT 法と外為法の両方による対応を前提にする方がよいのではないか。

(回答)

公社から承継した資産土地・線路敷設基盤等・ボトルネック設備は、国民生活や安全保障にかかわる基幹的な部分でもあり、望ましくない者が上記資産・設備を有する会社を支配することのないよう必要な措置を講じていただきたいと思います。その前提において、NTT 法における外資規制（株式所有比率の制限）と外為法における外資規制（株式取得の審査）は性質的に異なるものであり、悪意のある第三者を真に排斥するのであれば、両法規制による対応が必要であると考えます。

また、上記資産・設備はあらゆる通信サービスで用いられるものであり、これらを有する事業者は国民の利益を保護する観点でも一定の制約を受けることは自然であると考えます。

## 4 (1) 外資規制等

**問2 <経済安全保障に関する追加の御質問>** 情報通信インフラの保護のために、N T T 法および外為法とは別に、米国で活用されている安全保障のための軽減合意にあるような措置を進める場合、具体的にはどの措置が有効であるかについて、重ねて御経験からのお考えをお聞かせ下さいませようお願いします。

(以下、補足)

9月12日の通信政策特別委員会(第2回)におきましては、経済安全保障に関するお尋ねについての御回答を有り難うございました。

情報通信インフラの保護には、出資比率の会社法上の効果と連動しているN T T 法の政府保有株式規制および外為法の投資規制以上に、設備へのアクセス制限といった措置が重要であることをお教え頂き、問題についての理解を深めることができました。その際、貴社と米国スプリント社の合併についての御紹介を頂きました。

2013年5月29日付のスプリント社のForm 8-K (Item 8.01, Other Events)\*より、当時の2007年 外国投資及び安全保障法(FINSA)の下での審査に関し、貴社とスプリント社が、国防総省・国土安全保障省・司法省との間で締結なされた軽減合意(Agreement)の内容の一部を拝見いたしました。

米国の軽減合意の内容は、個別の事案に応じて、多岐にわたっていると聞いております。そこで、日本の状況や商慣行の下で、情報通信インフラの保護のために軽減合意で用いられているような措置を進めるとした場合、具体的にはどの措置が有効であるかについて、重ねて御経験からのお考えをお聞かせ頂ければ幸いです。

\* Sprint Nextel Corporation Current Report (Form 8-K) (May 29, 2013)

<https://www.sec.gov/Archives/edgar/data/101830/000119312513238554/d545797d8k.htm>

### (回答)

当該軽減合意の内容については機密性が極めて高くお答えできませんが、経済安全保障確保に関しNTT 法及び外為法以外の有効な措置という点については、新たに設けられた経済安全保障推進法による特定重要設備の導入・維持管理等の委託時審査が一定の役割を果たすのではないかと考えます。

第2回会合における事後質問への回答

## 楽天モバイルへの質問に対する回答

## 1 (1) 電話のユニバーサルサービスについて

**問1** 電話のユニバーサルサービスも携帯電話でいいのではないか、という考え方についてどう思うか。また、その理由は何か。

### (回答)

ユニバーサルサービスについては、NTT殿により旧電電公社から承継された設備（局舎、電柱・管路等）を利用した固定通信サービス（例外的に認められているワイヤレス固定電話を含む。）を前提として議論が進められてきたと承知しております。

NTT東西殿とは異なり携帯電話各社は旧電電公社からの承継設備（局舎、電柱・管路等）を持たず、また、携帯電話（移動通信サービス）と固定通信サービスとでは技術的な条件も大きく異なることから、携帯電話によりユニバーサルサービスを提供するという考え方は適当ではないと考えます。

**問2** NTTはメタル回線の維持限界が2035年と発言していたが、NTT東西が2035年までにメタル回線のサービスを廃止することについてどう考えるか。

### (回答)

技術の進展に応じて設備更新が行われること自体は十分想定され得るものと考えます。

他方、メタル回線を廃止するとしても、NTT殿が旧電電公社から承継した設備（局舎、電柱・管路等）及びこれを活用して全国津々浦々に敷設されている光ファイバーについては重要インフラとして維持が必要であると認識しております。



## 1 (2) ブロードバンドのユニバーサルサービスについて

**問1** 通信のユニバーサルサービスについて、利用者視点や今後のサービス・技術の動向を踏まえて、固定電話や携帯電話、ブロードバンド、衛星など、どのようなサービスをどのように確保する必要があると考えているのか。

### (回答)

ユニバーサルサービスについては、NTT殿により旧電電公社から承継された設備（局舎、電柱・管路等）を利用した固定通信サービス（例外的に認められているワイヤレス固定電話を含む。）を前提として議論が進められてきたと承知しております。

技術の進展やその時点での技術動向に応じたユニバーサルサービスの提供に関しては、利用者視点での検討もさることながら、ユニバーサルサービスが固定回線（光ファイバー）の利用を前提としている点を踏まえる必要もあると考えます。

**問2** 携帯電話がこれだけ普及している状況においては、ブロードバンドのユニバーサルサービスの対象は、携帯ブロードバンドでよいとの考えもあると思うが、どうか。

**問4** 今後のBBの技術変化を想定すると、また日本の人口動態の急速な変動（人口減少）を想定すると、限界集落のようなBBユニバの支援地域エリアの技術構成は光ファイバではなくワイヤレスやNTNなど新しい技術が主力となるべきという主張について、御社はどのようにお考えでしょうか。

### (回答)

ユニバーサルサービスについては、NTT殿により旧電電公社から承継された設備（局舎、電柱・管路等）を利用した固定通信サービス（例外的に認められているワイヤレス固定電話を含む。）を前提として議論が進められてきたと承知しております。

NTT東西殿とは異なり携帯電話各社は旧電電公社からの承継設備（局舎、電柱・管路等）を持たず、また、携帯電話（移動通信サービス）と固定通信サービスとでは技術的な条件も大きく異なることから、携帯電話によりユニバーサルサービスを提供するという考え方は適当ではないと考えます。

## 1 (2) ブロードバンドのユニバーサルサービスについて

**問3** 楽天モバイルのプレゼンでは、ユニバーサルサービスについての御意見がなかった。今後のユニバーサルサービスの在り方、ラストリゾート義務を負う事業者についてどのように考えるか。

### (回答)

ユニバーサルサービスについては、NTT殿により旧電電公社から承継された設備（局舎、電柱・管路等）を利用した固定通信サービス（例外的に認められているワイヤレス固定電話を含む。）を前提として議論が進められてきたと承知しております。

その提供にあたっては、旧電電公社から承継された設備（局舎、電柱・管路等）及びこれを活用して全国津々浦々に敷設されている光ファイバーの利用が前提となると認識しており、ラストリゾートを含め、今後どのようにその利用を確保するかという議論が最も重要であると考えます。

**問5** 岡田委員のコメントでは「ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）をユニバに含めるのかについて、技術動向を見ながら迅速に検討が必要」との意見があった。現時点では「ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）については、一つの基地局で携帯電話の不特定の利用者がカバーすることになり、多数の端末が接続される場合、通信の品質が安定しない等の課題があることから、その位置付けについて引き続き検討を深めることが適当」と整理されているが、各社の見解を伺いたい。

### (回答)

「ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）については、一つの基地局で携帯電話の不特定の利用者がカバーすることになり、多数の端末が接続される場合、通信の品質が安定しない等の課題があることから、その位置付けについて引き続き検討を深めることが適当」との見解に異論ございません。

なお、NTT東西殿とは異なり携帯電話各社は旧電電公社からの承継設備（局舎、電柱・管路等）を持たず、また、携帯電話（移動通信サービス）と固定通信サービスとでは技術的な条件も大きく異なることから、携帯電話によりユニバーサルサービスを提供するといった議論は適当ではないと考えます。

## 1 (2) ブロードバンドのユニバーサルサービスについて

**問6** ワイヤレス固定BB（共用型）を第二号基礎的役務に位置づけることについて否定的な意見は少ないと認識しているが、その課題がどこにあると考えるか。

（回答）

ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）については、整理頂いているご見解のとおり「一つの基地局で携帯電話の不特定の利用者もカバーすることになり、多数の端末が接続される場合、通信の品質が安定しない等の課題がある」と承知しております。

なお、NTT東西殿とは異なり携帯電話各社は旧電電公社からの承継設備（局舎、電柱・管路等）を持たず、また、携帯電話（移動通信サービス）と固定通信サービスとでは技術的な条件も大きく異なることから、携帯電話によりユニバーサルサービスを提供するといった議論は適当ではないと考えます。

**問7** NTTがラストリゾート義務を負う場合でも、効率的な整備・維持には、ワイヤレス固定ブロードバンドの活用が必要だと思う。その際、NTTドコモがカバーせず他MNOがカバーしているエリアでは、他MNOの電波の利用が必要となると思うが、その際に他MNOは協力する考えはあるのか。

（回答）

ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）については、整理頂いているご見解のとおり、「一つの基地局で携帯電話の不特定の利用者もカバーすることになり、多数の端末が接続される場合、通信の品質が安定しない等の課題がある」と承知しております。

他方、NTT東西殿とは異なり携帯電話各社は旧電電公社からの承継設備（局舎、電柱・管路等）を持たず、また、携帯電話（移動通信サービス）と固定通信サービスとでは技術的な条件も大きく異なることから、携帯電話でユニバーサルサービスを提供する（協力する）という考え方は適当ではないと考えます。

ワイヤレス固定電話の提供が認可される等、ユニバーサルサービス提供のため極めて例外的な措置が講じられる場合においては、NTT東西殿自身が、他社の設備を利用してその提供を行うに当たり必要な対応を図るべきと考えます。

## 1 (3) その他の通信インフラに関する事項

**問1** 設備の自己設置義務を更に緩和することについてどう考えるか。

(回答)

ワイヤレス固定電話の提供が認可される等の例外的な場合において設備の自己設置義務が更に緩和されることは想定され得るものと考えます。

なお、他者設備の利用については、引き続き、ユニバーサルサービス提供義務の履行のために必要最小限な範囲でのみ許容されるべきと考えます。

## 2 (1) NTT持株・NTT東西の業務範囲規制

**問1** NTT東西の業務範囲を見直すことについて、懸念すべき事項はあるか。

(回答)

NTT東西殿は、今なお固定通信における圧倒的なドミナント事業者であると承知しております。

NTT東西殿の業務範囲の見直し（拡大）が行われることで、NTTグループ内の相互連携が強化され、競合する事業者が排除されることが懸念されます。

**問2** NTT東西を統合した場合、具体的にどのような問題があるのか。

(回答)

比較競争（ヤードスティック競争）を含む競争を促進するため1999年に行われた地域分割の背景を考慮すると、現在電力会社に認められているように、NTT東西殿の相互の地域への参入を認めることで競争を促進することは考え得るところです。

しかしながら、NTT東西殿の統合は競争の阻害にほかならず、NTT殿の独占回帰を誘発し、競合する事業者の排除によるコストの高止まり（並びにこれに伴う通信料金の値上がり及び国民負担の増大）やイノベーションの停滞等を招く懸念があります。

## 2 (2) NTT東西のアクセス部門の分離

**問1** 御社は固定・アクセス部門をグループ外の別会社化を提案しているが、グループ内の別会社化では不十分か。不十分であるならその理由をお答えいただきたい。また、卸部門は現状のままで良いのか。

(回答)

別会社化としつつも固定・アクセス部門をNTTグループ内に存置する案では、旧電電公社から承継している設備（局舎、電柱・管路等）を活用するインセンティブが残存するため、公正競争の観点からの懸念が払しょくできないことから、不十分であると考えます。

なお、同部門が資本分離（資本を含めたグループ外への完全別会社化）されるのであれば、卸部門（営業部門）がNTTグループ内に存置されることは問題ないと考えます。

**問2** NTTの固定アクセス部門の分離が提案されているが、IOWN構想など今後の技術革新が重要となる時代に、例えば、資本分離までしてしまうと、ネットワークの技術革新のインセンティブが削がれてしまうのではないか。

(回答)

技術革新（イノベーション）の観点からも、旧電電公社から承継している旧技術に基づく設備（局舎、電柱・管路等）を利用し続けるインセンティブが残存することが問題であり、資本分離（資本を含めたグループ外への完全別会社化）が必要であると弊社としては考えております。

なお、IOWN構想等の国際競争力の強化に向けた技術革新については、NTTグループ内の企業統合（独占回帰）ではなく、通信市場における競争から生まれるものと弊社としては考えてます。

## 2 (3) その他の公正競争の確保に関する事項

**問1** NTTの「特別な資産」にボトルネック性があることは確かですが、今後、5G や 6G では相対的に無形資産（ソフトウェア、データ、特許、ビジネスモデル等）が市場支配力の源泉として益々重要性を増していくと思われます。技術中立的なイノベーションの促進という観点に立った場合、無形資産の評価も国際競争力の強化および公正競争の確保を考えるうえで必要ではないかという意見に対して、御社はどのようにお考えでしょうか。

### (回答)

無形資産についても国際競争力の強化及び公正競争の確保の観点から評価が必要であるという考え方には異論ございません。

他方、通信市場における公正競争の観点では、国内事業者による電気通信サービスの提供及び関連する無形資産の形成は、旧電電公社により公費で構築された設備（局舎、電柱・管路等）が、これを承継したNTT殿により公正に提供されることを前提に行われております。したがって、無形資産に関する評価の検討が俎上に載るのであれば、NTTの「特別な資産」におけるボトルネック性を鑑みた公正競争の確保に関する議論を前提に、これに付随する形となるのではないかと考えます。

**問2** 有形資産や無形資産のさまざまな組み合わせはイノベーションの源泉であり国際競争力を高めるために不可欠だと思いますが、その点、設備のみに着目した非対称規制は時代にそぐわない面があるのではないかという主張について、御社はどのようにお考えでしょうか。

### (回答)

NTT殿に対する非対称規制は、あくまでNTT殿が承継している旧電電公社により公費で構築された設備（局舎、電柱・管路等）、つまり国民共有の財産に対して実施されているものと承知しております。

設備（有形資産）のみに注目したものであっても、それは国民の財産を承継したNTT殿に対する規制であり、時代にそぐわないと考えるのは早計と考えます。

## 2 (3) その他の公正競争の確保に関する事項

**問3** 公正競争の確保とは、競争事業者が同一・対称な競争環境のもとで、顧客獲得に向けて事業を行う条件を確保するという意味であり、競争プロセスにおける競争条件の同一化・対称化を通じて、ユーザーの利便性の向上を目指すものと思われる。他方で、過去において特定社に対する政策的支援など、通常の競争プロセスにおいて同一・対称な競争条件を確保できない状況が自由化当初にあり、非対称規制を課すことで公正競争の確保に努めてきたものと思われる。自由化から相当の年数が経過し、グローバルも含めて通信を取り巻く競争環境が激変するなか、電気通信施設に着目した競争環境の整備は、ユーザーの利便性の向上を目指す公正競争の確保から乖離をしてきているとの指摘もある。国際競争力の強化がユーザーの利便性の中長期的な向上にも資することを念頭に置いたときに、時代にあった公正競争の確保のために、新たに取り入れるべき視点、不要となる考え方を改めてご指摘を頂けないか、伺いたい。

### (回答)

NTT殿に対する非対称規制は、あくまでNTT殿が承継している旧電電公社により公費で構築された設備（局舎、電柱・管路等）、つまり国民共有の財産に対して実施されているものと承知しております。

設備（有形資産）のみに注目したものであっても、それは国民の財産を承継したNTT殿に対する規制であり、時代にそぐわないと考えるのは早計と考えます。

## 3 (2) 研究成果の普及責務

**問1** NTTの研究成果の普及責務を見直すことについて、懸念すべき事項はあるか。

### (回答)

NTTの潤沢な資産がNTT仕様を前提とした研究に使われるインセンティブが働くことにより、国内で行われる研究がNTT仕様のものに偏り、ガラパゴス化したり、競争上の制約を受けたりする懸念があると考えます。

## 4 (1) 外資規制等

**問1** 情報通信インフラの重要性からは、外資規制はNTT法と外為法の両方による対応を前提にする方がよいのではないか。

### (回答)

外資規制について、NTT法と外為法の両方による対応を前提とすることに異論ございません。